

令和 2 年

南 三 陸 町 議 会 会 議 録

第 4 回臨時会	5 月 19 日	開 会
	5 月 19 日	閉 会

南 三 陸 町 議 会

令和2年5月19日（火曜日）

第4回南三陸町議会臨時会会議録

令和2年第4回南三陸町議会臨時会会議録第1号

令和2年5月19日（火曜日）

応招議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

出席議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町長	最知	明広君

総務課長	高橋一清君
企画課長	及川明君
保健福祉課長	菅原義明君
農林水産課長	千葉啓君
商工観光課長	佐藤宏明君
建設課長	及川幸弘君
上下水道事業所長	佐藤正文君
南三陸病院事務部事務長	佐藤和則君

教育委員会部局

教育長	齊藤明君
教育総務課長	阿部俊光君

事務局職員出席者

事務局長	男澤知樹
主幹兼総務係長 兼議事調査係長	小野寛和

議事日程 第1号

令和2年5月19日（火曜日） 午前10時00分 開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 第6 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
- 第7 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて
- 第8 議案第52号 南三陸町町税条例の一部を改正する条例制定について
- 第9 議案第53号 南三陸町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第54号 南三陸町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第55号 令和2年度南三陸町一般会計補正予算（第2号）

第12 発議第 2号 新型コロナウイルス感染症対策に関する決議について

第13 発議第 3号 南三陸町議会議員の議員報酬の特例に関する条例制定について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第13まで

午前10時00分 開会

○議長（三浦清人君） おはようございます。御苦労さまです。

本日の臨時議会、御案内のとおりコロナ対策に関する提案がなされております。皆様方の慎重審議、活発な御発言を期待をいたします。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年第4回南三陸町議会臨時会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三浦清人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において、3番佐藤雄一君、4番千葉伸孝君を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（三浦清人君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員会での協議もあり、本日1日にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（三浦清人君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会閉会中の動向、町長送付議案及び説明のための出席要求につきましては、お手元に配付したとおりであります。

次に、お手元に配付してありますとおり、議員提出議案2件が提出され、これを受理しております。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（三浦清人君） 日程第4、行政報告を行います。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

本日、令和2年第4回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御多忙の中御出席を賜り、感謝を申し上げます。

御案内のとおり、本日の臨時会は新型コロナウイルス感染症対策に係る条例の制定及び一般会計補正予算についてお諮りし、あわせて専決処分とした案件について報告することとし、召集させていただいたものであります。

第3回臨時会以降における主な行政活動につきましては、お配りをしております町長日程のとおりでありますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 暫時休憩をいたします。

町長の行政報告に対し、伺いたいことがあれば休憩間に伺ってください。

午前10時03分 休憩

午前10時37分 再開

○議長（三浦清人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

書面にて提出された工事関係等の行政報告に対する質疑を許します。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 全般的に工事が多くございますが、1点だけ。

昨今のこのコロナの状況を鑑みますと、工事が予定どおり進んでいくだろうかというところに一定の懸念がございますが、その辺りはどのように進めていくお考えなのか、今年度しっかり工事はできますということなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 工事の進捗でございますが、大臣官房等々から工事について、業者さんのほうからコロナ対策等により休業要請があった場合は、契約書に基づき適宜対応しなさいということでございまして、当課におきましても全事業者さん、全受注者さんのほうにそれら御確認をしたところ、現在のところ休業要請というのはないということでございますので、現場のほうは粛々と進むものと考えております。以上でございます。

○議長（三浦清人君） ほかに、9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 1点だけ全般的なことで伺いたいと思います。

今回この報告の中で、入札業者の方たちが約、平均して六、七社、入札に参加しているわけ

ですけど、そこで伺いたいのは、復興もある程度落ち着いてきて、町内建設関係の業者さんの仕事の受注状況というか、忙しさというか、そういったところをもし肌で感じていましたら伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 町内業者さんの受注環境ということでございますが、町内業者さんにおいて施工していただけるものについては、今後も発注をしていくということでございますし、どうしてもやっぱり大規模な工事等につきましては、やはり会社の規模に応じて発注ということでございます。議員も御承知のとおりかと思いますが、今、復興事業盛んにやっております。なおかつR1災害等も継続してやっているわけでございますが、それらがある間につきましては、ある一定の受注環境は確保できているものと考えてございます。以上です。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 大体わかったんですけど、そこで、町内の建設業者さん、仕事があるのか、ないのかって、そういうところを再度確認させていただきたいんです。要は、こういった入札の業者が多いということは、それだけ仕事を求めているという、そういう状況だと思いますので、そのところの確認をもう1回だけお願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 受注の環境ということかと思いますが、ざっくばらんにお話を申し上げまして、今後、東日本大震災、それとR1の災害と、それらがある程度、一定数落ち着きますと、やはりどうしても受注環境という意味合いにおきましては、どうしてもちょっと縮小といいますか、数が減っていくと思われまます。以上でございます。

○議長（三浦清人君） ほかに、6番佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） 今回、工事関係で12件の工事があるんですが、その中で、防火水槽ですか、6か所、半分占めている形ですが、その6か所のうち4か所が天王前になっていると。地番で左右されているので、今、国とか県、それぞれ復興に向けていろいろ現場がある形ですが、できればこういうやつ、場所を表示されたやつぐらい、ひとつ添付できないのかなと。町で工事をやっている形はここですよというようなことも、ひとつお願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 説明資料としての添付という意味でしょうか。

工事、大きいものについて図面に出しているんですけど、地図の中でなかなか、例えば同じ地域、行政区内ですと、なかなか見えにくいというところはございますが、今後、分かりやすい資料の添付には心がけてまいりたいと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに、7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） それでは、前議員にも引き続きまして、防火水槽の関係なんですけれども、これ、ここの中央団地の防火水槽だと思われましてけれども、震災後、防火水槽、これで全部終わるのか、今後もっとあるのか、その辺と、もしこの団地ごとの、今後ですね、全部終わった場合でよろしいですので、前議員もおっしゃいましたけれども、その位置ですね、もちろん消防のほうと関連がありますから、そちらのほうには出していると思うんですけども、防火水槽の場所と消火栓の場所を団地の地図に下していただけると、有事のとき、ここに水槽がある、ここに消火栓があるということが我々にも分かるようになるので、その辺を今後、全部できた場合に、その辺を御提示いただくと非常にありがたいと思いますので、その辺要望しておきます。

○議長（三浦清人君） ほかに、4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 私も防火水槽について聞きたいと思います。

今回、専決でもって6か所の防火水槽、これで町内の防火水槽、消火に関する防火水槽、これで全て完成ということなのか。そして、防火水槽の設置なんですけど、もちろん地権者に確認して、ここいいですかということで、町がその場所を確認して、ここに防火水槽をつくるというような形で工事は進めていると思うんですけど、それでもって土地に関しての問題というのは、あったのか、ないのか、その辺をお聞きします。

町の防災体制ということで、消防屯所、その辺も全部完了しているのか。

その辺、2点お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 市街地のこの防火水槽、消火施設の整備については、おおむね進んでおります。ただ、全部かといいますと、例えば松原公園エリアに100トンクラスの防火水槽というものも計画しておりますので、令和2年度の中で完成目指して進めてまいりたいと思っています。

設置に当たりましては、計画的に行っております。市街地を防火水槽1つから円形での届く距離というもので全面が覆われるような計画ということで配置しておりますので、設置に当たってはそういった安全性、機能性しっかり踏まえて整備を進めさせていただいているとこ

ろでございます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 今回の6件の防火水槽工事でございますが、こちら高台ではなくて、低地部、区画整理エリア内の6基ということでございまして、高台につきましては、もう既に、済みません、基数はちょっと今申し上げられませんが、防火水槽、消火栓等々につきましては、整備は終わっているということでございますので、申し添えさせていただきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 防火水槽の件は終わりました。

町の消防体制として消防屯所、それらの面に関してはこれで全て整備は終わったのか、その辺答弁抜けています。お願いします。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 屯所につきましても、令和2年度で完成を目指して当初予算の中で3基分だったかと思いましたが、予算を計上させていただいているところでございます。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、以上で工事関係等の行政報告に対する質疑を終了いたします。これで行政報告を終わります。

日程第5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（三浦清人君） 日程第5、承認第1号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました承認第1号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

本案は、令和2年3月31日付で専決処分を行った南三陸町町税条例等の一部を改正する条例制定について、これを議会に報告し、承認を求めるものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） おはようございます。

それでは、承認第1号南三陸町町税条例等の一部を改正する条例制定について細部説明さ

させていただきます。

改正文は、議案書の3ページから12ページまでとなります。

新旧対照表は、議案関係参考資料の6ページから66ページまでとなります。

今回の改正は、国から示された条例を基に作成したのですが、施行期日等の関係から、現行条例と一部改正条例を改正するための3条と、改元等に対応するため、一部改正条例の附則を改正するものとなっております。

改正文と新旧対照表につきましては、後ほど御確認をいただくこととして、1条ごとの詳細な説明を省略し、改正の概要について御説明させていただきたいと思っております。

なお、ここでの説明は、基本的には3月27日の全員協議会で御説明させていただいたものと変わりございませんので、あらかじめ御了承願います。

議案関係参考資料の5ページをお開きください。

まず、Iの条例改正の理由でございます。

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）が令和2年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴いまして、個人町民税、固定資産税等の改正及び課税特例の延長を行うために細目を定める必要があることから、南三陸町町税条例等の一部を改正したものでございます。

次に、IIの条例改正の概要でございます。1の個人町民税からになります。

①の未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）の控除の見直しは、非課税措置の対象について、未婚のひとり親を適用する法律の改正に合わせるもので、具体的には寡夫を対象から除き、ひとり親を対象に加えるものでございます。

②の個人住民税の人的非課税措置の見直しは、所得控除について、ひとり親控除を追加するもので、具体的には、個人住民税の人的非課税措置の対象を児童扶養手当受給者に限定せず、未婚のひとり親を対象とするものでございます。

二重丸の太字は、条例改正の対象条項となります。

①では、条例第24条の個人町民税の非課税の範囲、②では、関連して第34条の2の所得控除を改正しております。

施行期日はいずれも令和3年1月1日となります。

なお、この太字で表示しているものにつきましては、これ以降も同様に改正条項を示しておりますので、後ほど改正文新旧対照表を御確認いただきたいと思います。

2の固定資産税です。

①の使用者を所有者とみなす制度の拡大については、調査を尽くしてもなお固定資産の所有者の存在が1人も明らかにならない場合には、使用者を所有者とみなして課税することができる規定を新設するものでございます。

②の現に所有している者の申告の制度化は、登記簿上の所有者が死亡して相続登記がなされるまでの間に、現所有者となる相続人等に対し、現所有者であることを知った日の翌日から3か月経過した日までに住所、氏名等必要な事項を申告させることができるようにする規定を新設するものでございます。

3のたばこ税です。

①の軽量な葉巻たばこの課税方式の見直しは、1本当当たりの重量が1グラム未満の軽量な葉巻たばこの課税表示について、葉巻たばこ1本を紙巻たばこ1本に換算する方法とするものでございます。

今回の改正は、令和2年10月1日から施行しますが、たばこ関係事業者に与える影響に配慮して、令和3年9月30日までの1年間は0.7グラム未満の葉巻たばこを0.7本の紙巻たばこみなして課税する経過措置を講じた上で段階的に見直すことにしております。

4のその他になります。

①のわがまち特例の見直しは、引用条項の項ずれ等の改正になります。

※の部分ですが、これまで御説明した以外で法改正による引用先の条項ずれ、項の繰下げ、引用条項のずれ、規定の見直し等を行っております。

冒頭に申し上げましたとおり、改正文は議案書の3ページから12ページに記載されたとおりでございます。

また、議案関係参考資料の6ページから66ページまでが新旧対象表でございまして、ただいま申し上げました改正内容を比較したものとなっておりますが、詳細については御説明を省略させていただきますので、御確認をお願いいたします。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（三浦清人君） 担当課長によります細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 1点だけお聞きします。

土地の所有者を使用者としてという形なんですけれども、例えば、こういった場合、この所有者が亡くなって、まだその所有者がその土地を貸した人に使っているというような形の場合に、その使っている人が固定資産税を払うというような内容だと思うんですけれども、こ

ういった事案というのはあるんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） まず、所有者死亡した場合、相続関係を調査しますが、そこでわからなかった土地について、使用している人がいる場合のことになりますので、町内でそういう例は、まずないと考えてございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 私も直面している部分なんですけど、例えば、これから、今現在換地される土地を貸していると。そして、その土地の所有者が亡くなったと。どこを探してもその土地に対しての法的権利者が全部、とりあえず土地はいらぬというような、相続はしないというような形だったらば、この土地を使っている人に関して固定資産税が発生するわけですよ、基本的に。相続権者がいなかった場合に、探して。だから、そんなときに、この問題って、これからいっぱい出てくるのかなというような、私は感じがします。高齢者が土地を所有して、その家庭が年齢とともに亡くなっていった場合に、やっぱりそういったことが出てくるのかなと。そして、この使用者が固定資産税の支払を拒否した場合は、そこでの事業をやっていけないというような形なんじゃないでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 相続関係なんですけれども、相続人が相続放棄した場合は、相続財産法人が取り扱うことになりまして、いずれ相続人がいなければ国庫の財産になりますので、課税はされないという形になると思います。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 国庫の財産になるということは、例えば、住民が自分の土地を持っていて、亡くなって、相続権者がいなくなった場合には、町の財産となるということですか。それだけ最後にお聞きします。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 町の財産ではなくて、国の財産になると御理解いただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに、9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 私も1点だけ伺いたいと思います。

先ほど、前議員と同じように、固定資産税について伺いたいと思います。

このあれが通った場合というか、どれぐらいの税収の増になるか。該当の件数が町内ではあ

るのか、お分かりでしたら伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 町内ではほとんど相続人はなしで使用しているという方はないと思いますので、税収には影響されないと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより承認第1号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

ここで、暫時休憩をいたします。再開は11時20分といたします。

午前10時58分 休憩

午前11時18分 再開

○議長（三浦清人君） 再開をいたします。

日程第6 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（三浦清人君） 日程第6、承認第2号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました承認第2号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

本案は、令和2年3月31日付で専決処分を行った南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、これを議会に報告し、承認を求めるものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） それでは、承認第2号南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について細部説明させていただきます。

改正文は、議案書の15ページです。

新旧対照表は、議案関係参考資料の68ページから71ページまでとなります。

改正内容につきましては、議案関係参考資料で説明させていただきたいと存じます。議案関係参考資料の67ページをお開きください。

1の条例改正の理由です。

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第109号）が令和2年3月31日付で公布され、同年4月1日に施行されることに伴いまして、国民健康保険税の課税限度額の見直しと軽減拡充の措置等を講ずる必要があることから、今回の改正となったものでございます。

2の条例改正の概要ですが、主な改正内容につきましては、3月27日の全員協議会で御説明させていただいたものと変わらないものでございます。

まず、（1）は、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を令和2年度から63万円に引き上げたものでございます。

中段の参考資料の1つ目の丸印、国民健康保険税の課税限度額を御覧ください。

国民健康保険税の課税限度額は、基礎課税分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の3つに区分され、それぞれ課税限度額が設けられておりますが、このうち基礎課税分の限度額が最も大きく、現行では61万円に設定され、後期高齢者医療支援金分は19万円、介護納付金分は16万円で、合計96万円が現行の課税限度額です。

今回の改正では、この基礎課税分を2万円引き上げて63万円、後期高齢者医療支援金分は据え置きの19万円ですが、介護納付金分は16万円を1万円引き上げて17万円とするもので、課税限度額の合計は3万円増の99万円となります。

次に、条例改正の（2）は、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乘すべき金額を28万5,000円に、2割軽減では52万円に引き上げたものでございます。

下段の参考資料を御覧ください。

5割軽減の基礎基準額の計算において、被保険者数に乘する金額を28万円から28万5,000円に引き上げ、2割軽減基準額においても同様に、控除における被保険者数に乘する金額を現行の51万円から52万円に引き上げることにしたものでございます。

施行期日は令和2年4月1日でございます。

以上、細部説明とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） この内容については分かったんですけど、いいんですけども、この78ページ、新旧対照表の中の……、いいです、この次です。済みません。間違いました。

○議長（三浦清人君） 9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） また、1点だけ確認お願いしたいと思います。

先ほどのあれでも聞いたんですけど、今回この条例を改正することによって、当町での増えたり減ったりする人たちの影響というか、どれぐらい見ているのか、その点伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） まず、1点目の限度額の改正による影響なんですけれども、約270万円ほどの増額になります。

それから、5割軽減と2割軽減の合計で、220万円ほどの減額となります。そして、この減額分につきましては、国からのほうで補填される予定となっております。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより承認第2号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第7 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（三浦清人君） 日程第7、承認第3号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました承認第3号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

本案は、令和2年5月1日付で専決処分を行った南三陸町一般会計補正予算（第1号）について、これを議会に報告し、承認を求めるものであります。

細部につきましては財政担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 承認第3号専決処分の承認の細部説明をさせていただきます。

本件につきましては、令和2年4月28日に開催されました南三陸町議会全員協議会において、新型コロナウイルス感染に係る現状と今後の対応について御説明をさせていただきましたが、その中で、政府の緊急経済対策措置の一部制度、とりわけ特定給付金制度につきまして、緊急性が高く、一刻も早く取りかかるべきという議員さん方の御意見も頂戴したところであり、町といたしましては、可及的に補正予算を組み、専決処分によって対応を進めさせていただきましたので、改めてその御承認をお願いいたします。

それでは、補正予算の内容を説明いたします。

5月1日専決と書いてある補正予算書を御覧いただきたいと思います。

予算書1ページ。

令和2年度南三陸町一般会計補正予算（第1号）でございます。

第1条歳入歳出予算の総額に12億7,539万円を追加し、総額を298億3,539万円としたところでございます。

これまでの説明において、震災復興分とその他通常分に分けて説明してまいりましたが、今回の補正によって、震災分は金額は変わりませんが、コロナ対策で総額が増えたことで、構成比は3%低くなり67.3%でございます。

また、コロナ対策分だけで見ますと4.3%に相当し、これを通常分として計算いたしますと、通常分はコロナ予算を含めて32.7%となります。

次に、歳入歳出の補正の内容につきまして、7ページを御覧願います。

まず、歳入です。

14款の国庫支出金の2項国庫補助金だけの補正となります。

1目総務費国庫補助金1節特別定額給付金事務及び事業費の補助金、合わせて12億6,095万円。国の令和2年度補正予算による新型コロナウイルス感染緊急経済対策といたしまして25兆5,655億円の中で、国内に住む全ての人に一律10万円を給付する特別定額給付金として12兆円ほどの予算を措置されました。その中から12億6,000万円、本町への配分ということでございます。

次に、2目民生費国庫補助金2節で子育て世帯臨時特別給付金給付事務費及び事業費補助金、合わせて1,444万円、こちらも同様に新型コロナウイルスの緊急経済対策で児童手当受給世帯への給付制度に対する国庫補助収入であります。

続きまして、歳出予算です。

8 ページを御覧願います。

2 款 1 項総務管理費 6 目企画費において、19 節扶助費として特別定額給付金12億5,310 万円
であります。

基準日となります 4 月 27 日現在の本町在住者 1 万 2,531 人に対し、1 人 10 万円を給付するもの
として予算を計上し、事業執行に取り組ませていただいております。

扶助費以外の節の予算は、いずれもこの事業に係る事務費ですが、これも含め全額国庫補助
金で編成しております。

次に、9 ページ、3 款民生費 2 項児童福祉費 1 目児童福祉総務費 19 節で子育て世帯臨時特別
給付金 1,250 万円です。令和 2 年 4 月分の児童手当対象者 0 歳から 18 歳の 1,250 人に対し、1
人 1 万円を子育て世帯への生活支援として給付させていただくものであります。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（三浦清人君） 担当課長によります細部説明が終わりましたので、これより質疑に入
ります。4 番千葉伸孝君。

○4 番（千葉伸孝君） とりあえず 1 件だけ質問させていただきます。

特別定額給付金、全町に配付が町のほうでは郵便として郵便局のほうに配達依頼になったと
思うんですけども、この間、議長のほうから報告がありまして、先週の金曜日ぐらいに発
送を、木、金ですかね、発送をするというような話で、うちのほうには金曜日に来たん
ですけども、同僚議員のほうから聞くと、月曜日に来た、火曜日に来たというような形
の話を聞きますが、現実的に 4,500 世帯として、それを一括で郵便局に持ち込んで全
町に配付ということなんですが、こういった配付される時期の差というのはなぜなの
か、その辺お聞きします。

あとは、今回の給付金に当たっては、早々に書類をもらって、すぐに郵便局に返信
のはがきを持っていったという方が随分おられました。そのぐらいやっぱり生活に困窮
している部分があるのかなと私は思っていますが、土曜日に投函すれば、月曜日には
もう町のほうには郵便として申請書類が来ていると思うんですが、その状況です
ね、大体何割ぐらい来ているのか、その定額交付金の内容、2 点教えてください。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 今回の特別定額給付金制度の郵送方式に関する御質問だ
と思いますが、郵送方式の対応につきましては、議員が御質問の中でもありま
したとおり、先週の金曜日、5 月 15 日に一括して日本郵便のほうにオンライン申
請を除く全世帯分を郵送として渡し

ております。その後、日本郵便のほうでは一度に全部というわけにはなかなかいかないよう
でして、2日から3日ぐらいの期間中に町内全部に配付するということでした。早い方では
土曜日には自宅のほうに郵送されているような状況でございます。昨日、または本日まで恐
らくかかっているのかなと、本日中にはおおむね全世帯に行きわたるのかなと思っておりま
す。実際に16日、土曜日に受け付けた方で、昨日の10時前までに提出された方、何名かござ
いますが、その部分につきましては、既に振込処理を昨日中に行いました、数は少ないんです
が。本格的に昨日、郵便で届いたのが約250件分でございます。毎日10時半頃に役場のほうに郵
便が届くんですが、本日も先ほど確認したところ、500件ぐらいかなといったところが既に役
場のほうに申請に来ているということでございます。昨日の早着分の振り込みをかけた部分
については、5月22日、今週の金曜日には実際にお手元の口座に納金されるスケジュールで
進んでおります。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 町に対して、この迅速な対応、とにかく早くするんだと。そして、毎日
NHKのニュースでも宮城県内の定額交付金の状況を説明されていますが、早い部分では随
分、3自治体ですかね、結構もう配付され、お金のほうも給付されたというような話ありま
すが、南三陸町の場合は、今の課長のお話ですと、今週金曜日ぐらいには振込があるという
話です。それで間違いないでしょうか。

こういった状況になると、町民の人たちは結構この町の対応に本当に感謝していると思いま
す。私はどうしても、申請書類が届いてから処理なので、その申請書類を出す時期によって
給付される日が6月になったりとか、そういったことも多々あると思うんですが、なかなか
その辺、迅速に出す人たちというのは、やっぱり若い人が多いのかなと。高齢者に関し
てはなかなかすぐ書類をつくって、必要書類を添付してやるのに時間かかると、そういった
部分があるので、ある一定の時期がたってもまだその申請書類上がってこない人たちには、
できれば電話で「行きましたか」とか、そういった確認は必要かなと。あと、交付金詐欺と
かそういったのもありますのでね、そういったことに遭わないような住民の対策をしてもら
いたいと思います。

そして、今回の町の対応というのは、委託じゃなくて全部町の職員がやったんでしょうか。
その事務費として、今ここに載っているのを見ると、785万円が事務費としてここに計上され
ているわけですが、これが、町の職員が時間外で働いた分とか、それとも、この中に管理委
託の分が入っているのか、その辺だけお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 郵送方式の昨日早着部分につきましては、今週の金曜日、5月22日に納付すべく、今朝、銀行のほうに処理をしたということですので、間違いないと思います。

一方で、オンライン方式につきましては、5月2日の午前零時から当町の場合受付をスタートいたしました。既に5月13日には10件の方の申請に対して給付がスタートしていたという状況でございます。

今後は、オンラインの部分も、郵送の部分も、同じようなスケジュールに振り込まれることになっております。

それと、申請のない方へ電話でということですが、恐らく記入方法がなかなかわからないとか、そういった方もあると思います。現在のところ、5月中はちょっと少し難しいんですが、少し落ち着きました6月に入りましたら、時期を、コロナの感染状況の踏まえながら、地域に出向いて相談会といいますか、そういったものも計画を現在しているところでございます。

それと、事務費の部分ですが、おおむねは職員で行っていますけれども、当然、当該システムの導入につきましては、委託をかけて実施をしております。それ以外、印刷なんかも当然、印刷会社に委託する形で実施しております。それ以外の処理につきましては、町の職員、それと、今後、会計年度任用職員の採用して対応に当たるというふうな計画でございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 私からのお願いは、住民の要望、早く、そして書類の書き方がわからない、そういった面に関しても、やっぱり1日も早く給付されるような体制を、町のほうで取っていただきたいと思います。終わります。

○議長（三浦清人君） ほかに、5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 一つお伺いします。事務費のほうなんですけど、補正予算書を見ますと、10ページですかね、会計年度任用職員を1人採用しての事務に当たっているというようなことのようなんですが、ここについてちょっと御説明がありませんでしたので、具体的に何をやる方なのか、お伺いします。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 会計年度任用職員につきましては、当該事業では、一応5か月分を見込んでございまして、1名ということでございます。昨日、当課におきまして、申込者に対して面接、選考試験を行ったということで、6月1日からの採用という形になるのかなと思っております。

仕事の内容につきましては、当然、システムの入力作業、それと住民対応、郵送に対する開封、確認作業、そういったものになるかと思えます。あくまでも事務補助という形の任用の内容になっております。

○議長（三浦清人君） ほかに、2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 今の質問に続きまして、人が1人追加で採用ということなんですが、今回の10万円支給に関して、マイナンバーカードを通じて、本来だとオンラインで事が進めば、そんなに人も増やす必要もなかったんだろうと思うんですけども、マスコミの報道なんか見ますと、オンラインの場合でもいろいろ手作業が発生するというので、日本はなかなかマイナンバーのシステムがうまく動いていないと改めて実感したわけなんですけど、当町では10人ですか、マイナポータルのほうから申請があったという人数をお示しいただきましたが、実際のところどうなんでしょう、マイナンバーカードですね、何名の方に実際発給されて、利用されているのか。それと、このマイナンバーカード、やっぱりこれからも普及させていくような方向に持っていけないんじゃないかなと思うんですけど、その辺り、取組み、今後どのようにお考えなのか、お聞かせいただきたく思います。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） マイナポータル、いわゆるマイナンバーカードを利用して申請した方は、この間の日曜日現在で41名ということでございました。マイナンバーカードを利用して電子申請したということで、実際の郵送申請よりは9日ほど早かったというメリットは、電子申請の場合はあったかなと思います。ただ、今回の申請に当たりまして、そもそもマイナンバーカードは、本人を電子的に証明するというのが本来の目的ですから、それに添付資料をつけなければならないといったような部分で、当町におきましても1件でしたが、添付資料が漏れていたという事案がありました。その方につきましては、郵送申請に切り替えていただくということで連絡をさせていただいたということで、そういうふうに添付資料を求めたりとかするのが、添付資料がついていないときにシステムで受け付けたこと自体が、このつくり込みが少し急ごしらえだったような感じはいたします。それと、マイナンバーカードを利用する際、電子署名の暗証番号とか、そういうのを自分でしっかり管理されている方であれば、今回のように早く申請ができるということになりますが、一般的に見てみますと、当町ではなかったんですが、暗証番号を忘れてとかしてロックがかかって使えなくなって、窓口で駆け込んで初期化したりとか、そういったことで全国的に窓口が混乱しているといったようなことになっております。この機会に当課でも電子申請を進める一つの手段と

して、どうなんだろうという考えもあったんですが、恐らくそういった関係もあって、窓口が混乱するだろうということで、今回は特に普通にオンライン申請ができますよという程度でとどめたという経緯ありますが、いずれ今後、こういった申請、電子申請の方式はいろんな場面で出てくると思いますので、啓発普及に努めていかなければならないなど、改めて感じております。

○議長（三浦清人君） ほかに、7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。

1点ほどお伺いします。

今回は国の10万円の振込での専決処分なんですけれども、これから当町として全世帯ですね、国以外に町独自の施策というものを考えているのかどうか。

それと、もし金額でなければ、物、例えばマスク、これからもいろんなコロナならず出てくる可能性もあると思うんですけれども、それに対応したマスク、各、毎戸に1箱とか、消毒液、それらをセットにして毎戸配付というようなことも考えられるんでないかなと思われますけれども、その辺いかがお考えでしょうか。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） マスクの配付、消毒液の配付という御質問でございます。一定程度、各家庭でも用意されているという家庭もございますので、現物給付というよりは、広く必要なものに対応できるようにということで、この後、予算の中でコロナ対策のそれぞれ、様々な予算を計画させていただいておりますので、そちらのほうで御説明をさせていただきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより承認第3号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（三浦清人君） 日程第8、議案第52号南三陸町町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第52号南三陸町町税条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症への緊急対策における税制上の措置を講じたいため、必要な改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） それでは、議案第52号南三陸町町税条例の一部を改正する条例制定について細部説明させていただきます。

改正文は、議案書の19ページから20ページまでとなります。

新旧対照表は、議案関係参考資料の73ページから76ページまでとなります。

今回の改正は、国から示された条例の例を基に作成したのですが、施行期日の関係から2条立てとなっております。

ここでは、1条ごとの詳細な説明は省略し、改正文と新旧対照表については後ほど御確認いただくこととして、改正の概要を御説明させていただきたいと思っております。

なお、ここでの説明は、基本的には4月28日の全員協議会で御説明させていただいたものと変わりございませんので、あらかじめ御了承願います。

議案関係参考資料の72ページをお開きください。

まず、Ⅰの条例改正の理由でございます。

ただいまの町長説明にありましたとおり、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）が令和2年4月30日に公布され、原則として公布の日から施行されることに伴い、個人町民税、固定資産税等の改正及び課税の特例を行うため、細目を定める必要があることから、南三陸町町税条例の一部を改正するものでございます。

次に、Ⅱの条例改正の概要です。

1の個人町民税からになります。

①の新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例は、収入が大幅に減少して一時に納付が困難な場合、時限的に猶予の対象、免除額を拡張することにより、納税者の負担軽減を

図るため、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収猶予できる特例を設けるもので、条例附則第26条の改正になります。

なお、この徴収猶予の規定は、全税目が対象で、改正条例公布の日から施行する予定でございます。

②の新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例は、入場料金等払戻請求権の放棄のうち条例で定めるものについて20万円を上限にして個人町民税の税額控除の対象とする特例を新設するもので、条例附則第27条の改正になります。具体的には、今回の地方税法の改正で、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のため、政府の自粛要請等を踏まえて文化・芸術・スポーツイベントを中止した主催者に対し、チケット等を購入した観客等がその払戻しを受けることを辞退した場合で、都道府県または市町村が条例指定したものについて、個人住民税の寄附金税額控除の対象とすることとされました。この特例措置の対象となる行事については、今後、主催者等が文化庁やスポーツ庁に申請し、承認された行事が公示されることから、それらを確認の上、条例で個別に指定し、ホームページ等で公表する予定としております。

③の新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例は、入居期限を満たせない場合でも、代替りの要件を満たすことで、期限内の入居と同様の軽減措置を適用するもので、条例附則第28条の改正になります。

②、③ともに施行期日は令和3年1月1日となります。

2の固定資産税です。

①の中小企業者等が所有する固定資産税の軽減措置は、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい経営環境に直面している中小企業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税を軽減するもので、条例附則第10条の改正になります。

具体的には、令和2年2月から10月までの任意の3か月の売上高が前年同期比で30から50%未満で減少するものについては2分の1、50%以上減少するものについては全額を免除するもので、令和3年1月31日までに認定経営革新等支援機関、これは商工会とか税理士さんとかになります、これらの認定を受けた申告に適用するものでございます。

②の生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置は、わがまち特例第27項の特例率に0を追加するもので、条例附則第10条の2の改正になります。

具体的には、新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつ、新規に設備投資を行う中小企業

者等を支援する観点から、適用対象を拡充の上、2年間延長するものでございます。

3の軽自動車税です。

①の軽自動車税の環境性能割の非課税の特例措置の延長は、令和2年9月30日までに取得した自家用軽自動車について、税率の軽減特例措置の適用期限を令和3年3月31日まで6か月延長するもので、条例附則第15条の2の改正でございます。

固定資産税、軽自動車税については、改正条例公布の日から施行する予定でございます。

4のその他です。

その他として、これまで御説明した改正以外で、用語の整理等をしております。

冒頭に申し上げましたとおり、改正文は議案書の19ページから20ページに記載されたとおりでございます。

また、議案関係参考資料の73ページから76ページまでが新旧対照表でございまして、ただいま申し上げました改正内容を比較したのとなっておりますが、詳細については御説明を省略させていただきますので、御確認をお願いいたします。

以上、細部説明とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、質疑に入ります。2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 参考資料72ページの固定資産税の②で、生産性革命の実現とありますけれども、この生産性革命というのは、具体的にどういったものを生産性革命と呼ぶのか、位置づけられるのか、何かガイドラインのようなものがあれば、ちょっとお伺いしたいなと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（三浦清人君） 昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午前11時54分 休憩

午後1時08分 再開

○議長（三浦清人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第52号の2番倉橋誠司君の質疑に対する答弁を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） それでは、午前中に生産性革命の実現に向けた固定資産税特例措置について御質問がございました。この措置につきましては、平成30年の条例改正で、わがまち条例に規定しておるんですけども、中小企業者等が商工会等と連携しまして、導入によって生産性が3%以上向上して、直接収益につながるような機械設備を計画して、町の認定を受けて導入した場合に軽減措置の特例があるという内容でございまして、元年度で2

社ほど特例の適用を受けてございます。この措置を2年間延長するという内容でございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第52号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 5 3 号 南三陸町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

日程第 1 0 議案第 5 4 号 南三陸町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第9、議案第53号南三陸町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、日程第10、議案第54号南三陸町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について。

お諮りいたします、以上、本2案は関連がありますので、一括議題としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本2案は一括議題とすることに決定いたしました。

なお、討論・採決は1案ごとに行います。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま一括上程されました議案第53号南三陸町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、並びに議案第54号南三陸町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

本2案は、新型コロナウイルス感染症に感染したなどの被保険者に対する傷病手当金の支給に関し定め、並びに傷病手当金に関し本町が行う事務について定めたいため、それぞれ必要な改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上御決定賜り

ますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） それでは、議案第53号南三陸町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、並びに議案第54号南三陸町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について細部説明させていただきます。

議案第53号の国保条例の改正文は、議案書の22から23ページです。

新旧対照表は、議案関係参考資料の78ページから79ページまでとなります。

議案第54号の後期高齢者医療に関する条例の改正文は議案書の25ページです。

新旧対照表は議案関係参考資料の80ページとなります。

改正内容につきましては、議案関係参考資料で説明させていただきたいと存じます。

議案関係参考資料の77ページをお開きください。

1の条例改正の理由でございます。

国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策の決定に伴いまして、感染拡大の防止を図る観点から、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被保険者に対し、傷病手当金を支給する制度を創設するため、南三陸町国民健康保険条例及び南三陸町後期高齢者医療に関する条例について所要の改正を行うものでございます。

2の条例改正の概要でございます。

主な改正内容につきましては、3月27日と4月28日の全員協議会で御説明させていただいたものと変わらないものでございます。

まず（1）の国民健康保険条例の一部改正については、今般の新型コロナウイルス感染症対策として、国内でのさらなる感染拡大をできる限り防止するためには、労働者が感染した場合に、休みやすい環境を整備することが重要であることから、緊急的、特例的な措置として傷病手当金を支給するものでございます。

次に、（2）の後期高齢者医療に関する条例の一部改正については、後期高齢者医療制度では、保険者である宮城県後期高齢者医療広域連合が傷病手当金を支給することになるため、本町の条例においては、支給申請の手続きに関する規定を定めるものでございます。

3の施行期日については、いずれの条例も公布の日から施行し、適用については令和2年1月1日まで遡及し、規則で定める日までとするものでございます。

以上、簡単でございますが、細部説明とさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。5番後藤伸太

郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 1点だけお伺いいたします。

今まで新型コロナウイルス感染に関しては一貫して何度かこの議場で質疑させていただいた場合に、県が、一義的には県が感染症の拡大予防策を講じるという答弁をいただいております。この傷病手当金の支給に関するものは町でやるという捉え方でよろしいのでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 国保の被保険者に関しては町でやるということでございます。

○議長（三浦清人君） ほかに、7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） ただいまの説明なんですけれども、働いている人、労務者の人が、例えば給報をもらっている人は、給料から割り出されますけれども、一般に自宅で、おうちで仕事をしているという場合の算定方式というのはどのように、1年を通じて12か月で割っていくのか、その申告用紙から追っていくのか、その辺、基本となる部分お伺いします。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 1日当たりの支給額につきましては、直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で割った額の3分の2が対象になるということでございます。ちょっとその給料がない部分につきましては、どのように計算するか、ちょっと今詳細は把握してございません。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 国保の人たちは自営業の人たちが多いものですから、給報があればただいまのように計算ができるんですけれどね。当町の場合は、そういう一般家庭、うちで仕事している人たちがあるので、その辺きちんと把握していただいて、計算がすぐできるような指導体制を取っていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 発生した場合には対応させていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第53号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第54号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第55号 令和2年度南三陸町一般会計補正予算（第2号）

○議長（三浦清人君） 日程第11、議案第55号令和2年度南三陸町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第55号令和2年度南三陸町一般会計補正予算（第2号）の概要について御説明申し上げます。

今補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として本町が行う16項目の事業に係る所要額を計上するなどしたものであります。

細部につきましては財政担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 議案第55号令和2年度南三陸町一般会計補正予算（第2号）の細部説明を申し上げます。

補正予算書1ページをお開き願います。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,959万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額が300億5,498万5,000円となります。

震災復興分と通常分の構成につきましては、補正額を加えて震災復興分は200億8,400万円と変わりありませんが、予算総額が増えますので、構成比は0.5%下がって66.8%となります。コロナ対策分としましては、今補正を加えまして14億9,500万円で、構成比は5%を占めております。これを含めて通常分として集計しますと、金額が99億7,100万円、構成比で33.2%となっております。

予算全体に占める投資的経費は331億9,701万7,000円、率で69.4%でございます。

2ページを御覧願います。

第1表歳入歳出補正予算であります。

今補正は、言うまでもなく、全ての予算が新型コロナウイルス感染対策関連の予算であり、国が補正予算により措置した緊急経済対策予算を活用して本町のコロナ対策事業を進めるものでございます。

7ページを御覧願います。

歳入予算から申し上げます。

14款国庫支出金2項1目総務費国庫補助金1節9,723万円は、新型コロナウイルス感染対応地方創生臨時交付金であります。国の新型コロナ感染症緊急経済対策の中で、地方自治体が地域の実情に応じて使える予算で、各自治体ではこの予算を柱に各種コロナ対策を実施するものであります。

7目教育費国庫補助金、公立学校情報機器整備費及び通信ネットワーク環境整備補助金、合わせて2,836万5,000円は、小中学校児童生徒に1人1台ずつの学習用タブレットと高速ネットワーク環境などを整備する事業への補助金財源でございます。

15款県支出金2項5目商工費県補助金1,400万円は、感染防止協力金、1事業者当たり30万円の3分の2を県から補助されるもので、本町では70事業者分を計上してございます。

18款繰入金、財政調整基金から8,000万円の町財源を上乗せして対策を進めるものであります。

続きまして、歳出の説明は、科目別には後ほど詳細に申し上げますが、議案参考資料を御覧いただき、概括的にまず施策の考え方を説明させていただきたいと思っております。

議案参考資料82ページを御覧願います。

83ページ以降にそれぞれの名称の事業の内訳が書いてございますが、この82ページでまず申し上げます。

コロナ対策につきましては、緊急性の高いものから時間経過とともにステージの展開に応じて必要と考えられる施策予算を計上いたしております。

まず1番は、当然ながら命を守るために本町の医療機関の役割に応じて必要な医療体制に備えるための予算を計上いたしました。

次の2番から5番は、休業要請を受けて休業や時間短縮営業を行ったことに伴い、様々な影響が出ておりますので、これらに対応するための予算を計上いたしました。内訳として、2番は、休業要請に応じた事業者に一律30万円の支援、3番は、大学や専門学校に通う子供たちの親に対して支援をするもの、4番は、母子・父子家庭の生活を支援いたします。5番は、中学3年生の進学支援として、タブレット端末でオンライン学習できる環境を整備するもの

でございます。

次に、6番から11番、こちらは、現在町内の産業で影響が大きく出ております事業について支援を行い、事業継続を促すための施策であります。まず、6番、7番は農業関係で、価格の下落の著しい和牛と花き栽培の支援を行います。水産業関係としては、8番、9番の施策であります。物流が停滞して影響を受けている水産加工事業と価格の下落の大きい銀鮭養殖事業者への支援を行うものです。10番、11番は商業関係で、中小企業者への融資返済期限の延長と休業協力金を受給しない事業者にも支援を行う施策でございます。

最終的ステージとして、12番から16番は、感染が終息した後の対策として、経済活動の立て直しを行うための関連予算であります。まず12番、13番は、消費が滞っている本町のブランド食材であります和牛とアワビについて消費拡大のPR事業と同時に、誘客イベントを行う予算であります。14番は、本町にファン登録をしている南三陸応援団を誘客するための仕掛け、15番は地元商店応援券を毎戸に配付して、町内全体の商業活動に活力を与えるものです。16番は商工観光関連者が取り組む新規の事業に対して助成を行い、町内の経済活動の活力を創出するものであります。

以上のように、戦略的に施策を展開して、町民の方々の暮らしを守ってまいるための予算として計上いたしております。

次は、科目ごとにこれらの事業を追って御説明をさせていただきたいと思っております。

8ページから御覧いただきたいと思っております。予算書、歳出であります。

先ほど申し上げましたこの議案参考資料83ページ以降には、それぞれの事業の内容が示されておりますので、この事業番号も併せて申し上げてまいりたいと思っております。

まず、歳出の2款総務費1項14目地方創生推進費19節扶助費、新型コロナウイルス対策修学生生活支援給付金1,350万円、議案参考資料83ページの3番でございます。修学生の生活支援として、大学及び専門学校に在学する子供の保護者に対して、1人当たり5万円を支給するものとして270人分を計上でございます。

3款民生費2項1目児童福祉総務費19節扶助費、母子・父子家庭等特別給付金280万円、こちらは、議案参考資料では83ページの4番でございます。母子・父子家庭への生活支援として、子供1人世帯に2万円、第2子以降のある家庭では、第2子以降1万円ずつ加算して給付するものでございます。

4款衛生費3項1目18節病院事業会計負担金136万8,000円、こちらは、議案参考資料83ページの1番、医療体制整備で南三陸病院では、感染者の治療自体は行いませんが、発熱外来を

設置し、病院としての役割に合わせた診療体制を行うための予算でございます。

続きまして、5款農林水産業費1項3目18節、140万、資料では84ページ、7番になります。花の消費が落ち込み、花き農家の経営が厳しい状況になっておりますことから、資材購入の一部として10アール当たり1万円の14ヘクタール分を計上いたしております。

続きまして、予算書9ページ、4目畜産業費18節、畜産経営持続化事業補助金に1,050万、議案参考資料84ページ6番。和牛市場の価格下落が厳しく、畜産経営が厳しい状況であることから、肥育用子牛の購入に対して、1頭当たり5万円、それに町内生産された子牛を購入する場合には、さらに2万円を追加して補助する制度を導入するものであります。また、繁殖牛の購入に対しても3万円の補助制度でございます。肥育素牛5万円掛ける150頭分プラス町内生産牛を75頭を想定しております。繁殖牛は50頭分を想定しております。その下の牛肉消費促進事業補助金200万円、こちらは、議案資料の中の12番の事業です。コロナ感染終息後に消費拡大を図るためのPR事業として予算計上です。

5款3項2目水産振興費18節水産加工業経営支援事業補助金として320万円、議案参考資料の8番でございます。水産加工への支援として、外食産業の休業やオリンピックの延期により、流通や消費の停滞が大きく、経営支援として塩水施設の使用料と、それから海水使用料に係る補助を行うものであります。

中段の銀鮭経営支援事業補助金2,070万円は、議案資料の9番の事業になります。銀鮭の消費低迷による価格下落に対し、経営維持の一助として稚魚購入費に対する助成を行う事業であります。稚魚購入費の10分の1の補助を考えております。

下段、水産物消費促進事業補助金200万は、議案資料13番の事業であります。消費が落ち込んでおりますアワビ、本町のブランド食材でありますアワビの終息後の消費拡大を図るためのPR事業予算でございます。

6款商工費1項2目商工振興費7節、こちらは休業協力金2,100万円、議案資料の2番の事業であります。感染拡大防止のため、4月25日から5月6日の休業要請、または時間短縮営業の要請に応じた事業者に一律30万円の休業協力金を支給するというものであります。支給額30万円のうちの3分の2が県費ということで、残りの3分の1を町が補填をして行う事業として、70事業者分の計上です。

続いて、18節負担金補助及び交付金、融資保証料等給付金82万8,000円は、議案資料の10番の事業で、既存の中小企業振興資金の返済期限の延長に係る保証料を給付いたします。

その下の地域活性化推進事業補助金750万円は、議案資料16番の事業です。終息後に新規に

商工観光関連の事業に取り組む事業者に対し、1事業当たり150万円を上限として事業費の4分の3を補助するものであります。予算は5事業分の計上であります。

次に、19節扶助費、経営継続給付金4,000万は、議案資料の11番の事業です。休業協力金の対象となっていない事業者で、売り上げが20%以上減少している事業者に対し、一律10万円の支給金を給付する計画であります。マックスで400事業者分を計上しております。

その下で、地元商店応援券2,250万円は、議案資料の15番の事業で、自粛により町内産業に大きな影響が出ていることから、地元消費を喚起するため、町内4,500世帯に1世帯5,000円の期間限定商品券を交付する事業予算であります。

4目12節委託料、観光交流ブックレット製作業務委託料332万円は、議案資料の14番の事業であります。終息後、観光客誘客を促進するため、本町のファンであります南三陸応援団登録者3,200対象者に対し、南三陸ツアー等商品ブックレットを作成し、配布する予算でございます。

最後に、9款1項2目事務局費の6,920万、これは議案資料5番でございます。本町の公立学校情報機器整備補助金を活用して、小学生・中学生の児童生徒一人一人にタブレットパソコン700台を整備し、オンラインによる学習環境を整備する予算でございます。既存のパソコンを1・2年生に配分し、今回の整備対象、小学校3年生から中学校3年生と教員を含めて整備する計画であります。全体予算6,920万であります。このうち議案資料の5番に当たりますコロナ対策予算によりまして、中学校3年生へのタブレット整備予算1,011万9,000円がこの中に含まれております。これは、高校受験を控えた中学3年生に対し、オンラインの学習環境を少しでも早く整備するため、コロナ対策予算を併用しながら中学3年生の機械整備を早めて整備していきたいと考えるものであります。

予備費につきましては、財源調整であります。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 参考資料のほうでちょっとページお示ししながら聞いていきたいと思っております。

まず、83ページの2番の休業協力金の支給、70社分の想定されているということですけど、これゴールデンウィークの5月6日で終わっているはずなので、正確な対象者の数がもう出ているんじゃないかと思うんですけど、70社で確定ということで捉えていいものかどうか、

その辺ちょっと確認したく思います。

それから、次が、86ページの14番観光客誘致のところ、南三陸ツアー等商品ブックレットを作成、配布するとあります。392万円の予算額ですが、今度、補正予算書のほうの10ページには、金額が332万円、60万円の差異があるかと思うんですけど、この60万円は、参考資料のほうは392万円、予算書は332万円、60万円の差があります。この差異をちょっと説明いただきたい。

それと、このブックレットを製作を委託する委託先ですね、どこに、観光協会なのか、どこに委託しようとしているのかお聞かせいただきたいく思います。

それと、同じく86ページの15番の地域経済の消費対策で、地元商店応援券、一律5,000円、各世帯、毎戸に配付するというのですが、これも予算書のほうは2,250万円で、こちらの参考資料には2,350万円で、100万円の差異があるんですけど、この100万円は何なのか教えていただきたいく思います。1世帯、各世帯に5,000円ということで、私のような単身者にとっては、何か得した感じで、大所帯の家庭は損した感じが出ると思います。その辺り、不公平感があるかと思うんですけども、例えば、10万円給付も、当初は所得制限を設けて30万円とかいう話があったんですが、国のほうは1人10万円ということで、方針転換したわけなんですね。ですから、この商品券も、各世帯5,000円というくくりで本当によいのかどうか、1人当たり幾ら、例えば2,000円とか、そういったやり方でやったほうが不公平感がなくなるんじゃないかなと思うんですけど、その辺り、変更する余地はあるのかどうか、検討する余地があるのかどうか、お聞かせいただきたいく思います。

以上、3点です。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） それでは、お答えをさせていただきます。

まず、参考資料の番号で参ります。

2番の休業協力金の支給につきましては、実際の支給の手続は、この予算をお認めいただいて、明日から実際の申請受付を開始したいと思っています。ですので、現在は、予算を措置する上の想定ということで、宮城県が今般、4月26日から5月6日までの12日間の休業と、それから短縮営業を求めた業種、施設というのが、大体大きなくくりで8つぐらいのくくりになるんです。その中に細かい業種があるんですけど、その中で当町にある事業者さんで該当していくところを拾い上げていくと、大体70社ぐらいという想定で予算措置をさせていただいているという状況でございます。

それから、14番のブックレット関連の予算につきましては、予算書の10ページ、観光振興費の役務費、通信運搬費60万円、このブックレットを郵送する予算を計上させていただきましたので、これと合わせますと、資料で言う392万円になるということでございます。これも予算をお認めいただいた後に製作に入りますが、ブックレット、いわゆる冊子をつくるということになりますので、対応できる事業者のほうに発注をしていくというふうに今考えてございます。町内のみならずということになると思います。

それから、15番の地域応援券に関してですが、これも予算書10ページの11節役務費、手数料ということで、実際には地域で使える地元商品券を、具体的には南三陸町商店会連合会というところが発行する商品券を町が買い上げるということになろうかと思えます。それに必要な手数料等々を含めまして、11節役務費に100万円を計上させていただきました、実際の券面の金額2,250万円と合わせまして、事業全体とすれば2,350万円の事業と考えてございます。

なお、1世帯当たりの考え方なんですが、様々議論はあろうと思いますが、今回の措置は世帯応援というよりは、地元の消費喚起ということで、冷え込んだ商店を含めた地域経済の活性化ということですので、ぜひ5,000円を使っていただいて、地域を盛り上げていただきたいという趣旨にさせていただきましたので、今回は世帯当たり5,000円ということで進めさせていただきますと思っています。以上でございます。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） まず、2番の休業協力金の支給のところですね、大きく8つの分野ということでしたですけれども、どういった業種が多かったのか、その辺もちょっとお聞きしたく思います。

それから、14番の観光客の誘致の南三陸ツアー等商品ブックレット、配布先ですね、町内以外もあろうという感じで御説明いただいたかと思えますけれども、実際どういうところにこの、旅行代理店であるとか、何か観光施設とか、いろいろとあろうかと思えますけれども、実際どういうところに配布を考えているのか、それも併せてお聞きしたく思います。

商品券ですね、経済回すためには有効な手段だと思っています。私が提案したいのは、やっぱり1人幾らという10万円給付に準じたやり方だと思うんですけれども、やっぱりちょっと手続き上、ちょっと今回はやむを得ないというような感じで、不公平感を持つ人が出るかもしれないませんが、その辺りはもうやむを得ないということで、理解をいたします。

ちょっとさっきの2件の件についてももう一度お伺いしたく思います。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） それでは、まず1点目の70社の内訳としてどういうところが多いのかということなのですが、やはり一番多いのは、今回休業要請の多くというのが、人が集まるような施設ということで、いろいろ言われていますが、宿泊を含めた施設、それから飲食店、特に飲食店は夜間の営業を伴うところの時短営業ということになりますので、そういったところがおおむねとなってございます。実際にはこれから申請を受け付けていくということになりますので、状況を見ながらということですが、できるだけ、もう既にその期間は過ぎていくということですが、事実を確認しながらその支給には努めてまいりたいと考えてございます。

それから、ブックレットにつきましては、基本的に南三陸応援団というところをターゲットにした事業としたいと考えております。残念ながら全国的な自粛が続いている中ということで、仮にこれは終息の方向に向かいます、人の移動が出てくるようになったときには、さすがに全国すべての自治体さんが同じような取組を進められると思われまいます。その中で当町に確実に誘客として見込めるところということで、当町を東日本大震災以降、これまでもずっと御支援をいただいている南三陸応援団の皆さんに現在の町の様子を含めながら、御紹介をさせていただいて、もしかするとなかなか足が向いていなかったということもあろうかと思えますので、ぜひ再び、町を訪れる機会になってくれればなということも考えての手当と考えてございます。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） ちょっとブックレットの件で、郵送費で60万円ぐらいかかるということだったと思いますが、何部ぐらい作成しようという予定なのか、部数をお聞きしたいのと、あと、商品券ですね、これ利用できる場所、休業要請に応じたのは宿泊とか飲食関係が多かったということですが、もちろんそういった宿泊、飲食関係の施設、店舗で利用できるかと思うんですけれども、この事業所ですね、対象となる事業所の選定はどういう手立てで、どういう基準で行われるのか、商工会に入っていないとだめであるとか、幅広くいろんな、どこでも、例えばスーパー、コンビニでも使えるとか、そういったものなのか、ちょっとイメージをお聞かせいただければと思います。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） まず、ブックレットにつきましては、南三陸応援団の皆さんに配布をさせていただきたいと考えてございまして、個人の団員が、今、約3,300名ほど。加えまして、応援団企業という、企業で登録いただいているところもありまして、これが70社ぐ

らいあるということでございますので、冊数とすると3,500部を作りたいと考えてございます。

それから、地元応援券につきましては、南三陸町の商店会連合会という組織がございます。地域でその商品券を使えるということで組織していただいているあれですが、ここに加盟いただいている商店で使えるということをご想定してございます。ちなみに、現在、107社が加盟していると伺っております。

なお、今回、この事業を始めるに当たって、ぜひ加入していない店舗の皆さんにも広くお声がけをさせていただいて、登録をぜひこの際いただいで、消費の拡大につなげていきたいなと考えてございます。

○議長（三浦清人君） ほかに、4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 何点か質問させていただきます。

先ほど総務課長から今回のコロナ対策として16の項目が示されました。大体、海関係ですと漁協さん、農協関係ですと、例えば花きとか牛とか、その辺があると思うんですけども、そのほかに、この16項目の中で町が窓口となっている部分というのは、ちょっと区分けを知りたいんですよ、商工会と町、そして農協、漁協、窓口を教えてください。

あとは、資料の83ページの修学生の生活支援、この関係で、大学生、短大生、専門学生に1人に対して5万円というような形の給付がされるわけなんですけど、この大学生がこの家庭にいるというのを、町は把握しているのか。それとも、大学生とか専門学生がいるところに、うちの子供は大学に入っていますとか、そういったのを申請してから、この支給がされるのか、その申し込みと、その形、教えてください。

あと消費喚起のための5,000円の商品券ということですが、この配付方法と時期ですね、いつ頃になるか、その辺を教えてください。

あと、先ほど、午前中に定額給付金について企画課長といろいろ議論したんですが、その中で、私は、月曜日、とりあえず土曜日に投函、月曜日に着いているから、そうすると、22日金曜日の給付になるんだというような話をして、いや町の迅速な対応も感謝したいみたいな話したんですが、今、突然私のほうに、給付の日付の資料が、多分町の出納室のほうから私のほうに来たんですが、それを見ると、給付日は27日、来週の27日金曜日となっていました。そして、企画課長のほうに、どういうことなんだということを聞きましたらば、月曜日到着分の郵便局から配達される分が10時半だと。10時半に関しては、次の週の金曜日というような形の説明を受け、月曜日に、直接企画課のほうに届いた分に関しては22日ですよというような話を聞きました。この時間の差と、22日に給付される分というのは、多分マイナンバー

とかそういった関係の処理上のものだとは思いますが、その辺もう一回確認したいんですけれども。

この4点お願いします。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） まず、産業系、様々な支援の施策に対しての窓口をどこに申請をするかということではありますが、具体的要綱等はこれからの作成になりますが、いずれも町がその窓口になって、最終的には給付するようになりますので、各産業団体はその事前の全体的な調整などに御協力をいただいて行うことになろうかと思えます。

学生の申し込み方法という、それは企画課長から答えていただきます。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） まず、議案関係参考資料83ページの修学生の生活支援、3番の関係ですが、町のほうで直接大学生の数を押さえているわけでは、実際ございません。宮城県内、県内の大学、専門学校の進学率というものを当町の中学校を卒業した学校基本調査から当該年度を割り出して掛けた数字で270名という推計数値で今回積算しております。当然、こちらからダイレクトに通知出すわけでもありませんので、町のほうに申請していただくと。先ほど総務課長のほうからも保護者という観点でお話をさせていただきましたが、場合によっては住基がここにはない学生も多分、何らかの事情であると思えます。学生または保護者といったような形で、現在、制度設計の詰めを行っているところでございます。

それと、先ほどの特別定額給付金の関係ですが、ちょっと説明が悪かったんですが、昨日に何らかの手渡しといいますか、役場に直接持ってきて、10時の銀行に届け出出すまでの部分としては、22日に振込が可能になると。土曜日からポストに投函して郵便物が来るのが10時半頃、その処理といいますのは、逆に22日じゃなくて、その後の処理になりますので、既に本日、銀行のほうに届け出しましたが、その振込日として27日になるというものでございます。今後は、1日ずつ、あるいはずれていくような形で振込がされていくと。今日届いた分は明日口座の登録を銀行にして、それから順次といったような形になりますので。ただ、金融機関の都合もあって、4営業日、4つの営業日を必ず空けての振込になると。それに五十日といわれる、いわゆる銀行の繁忙期ですね、5日の日、10日の日、そういった部分はプラス1日という、4じゃなくて5日の営業日以降の振込となりますので、毎日1日ずれていくだけじゃなくて、そういった部分はちょっとまたずれるとか、いずれにしても1週間以内には入ってくるのかなと思えます。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） 地元商店の応援券につきましては、世帯の確認を基準日として6月1日とさせていただきたいと思っております。6月1日に世帯を確認した後に、実際に配付となるんですが、配付方法につきましては、簡易書留による郵送という方法を考えてございます。確実に受け取っていただいたということを確認いただくというような手法を取らせていただきますので、やはりどうしても若干時間がかかるということで、現在の想定では2週間から3週間、全体の配達が終わるまではかかるんだろうなという想定をしているところでございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） やっぱりコロナ対策として国のほうの政策も遅いのですが、町の対応も遅いなというような私の実感です。先ほどの500円の商品券の配付に当たっても3週間という、6月1日から始めて二、三週間という話でしたが、やっぱりもうお金もらえるんだというような町民の考え方が、私は多いと思います。もうすぐ来るんだと。そして、先ほどの特別定額も、結局、申請したならば、もうすぐ支給なるんだという考えを、私も持ちましたが、今、企画課長の話、銀行の理屈、あと町の理屈は分かりますが、皆、申請して、まさか14日も、15日もかかるような考えは、思っていないと思うんです。月曜日に出したらば、その月、10日ぐらいには来るだろうな、が、これが考えて数えてみたら、12日、13日かかると。この辺の制度の中で、なかなか難しいのかなと私は感じています。ここでお金、お金っていうのもあれですが、本当に困っている方が、私はたくさんいると思うので、その人たちのためにも、1日も早い給付、そして、月曜日の分はいいんですけれども、今後、まだまだどんどんと郵送で送られている住民の方の書類が多いと思うんです。それを1日でも2日でも早めて支給できるような、町の給付体制、その辺を町には考えていってもらいたいと思います。

私も商店やっているんで、商工会のほうで事前に相談窓口を設けて、いろんな状況を商工会がどうですかということで、何かあったら相談くださいというような形を、商工会のほうから打診されて、私は行きませんが、やっぱり随分多くの方が商工会に駆け込んで、これはどうなんだ、これはどうなんだというような注文を出していますが、その商工会で住民から出たデータを町のほうに持って行って、住民の困っている部分、給付なる部分、その辺を町が窓口として、その辺が説明できるのかなというような疑問を持ちました。やっぱり専門の、海だったら漁協さんのほうで分かる人たちを指導して、これはこういった形ですよと。農協だったら、酪農に関してはこうですと、花きに関してはこうですというような形

を受けて、書類もそっちの農協さん、漁協さんのほうに、あと商工会も商工会さんの仕事としてやってもらうほうが、一番手っ取り早いと私は思いますが、その辺の考え方、申請の仕方、その辺を町でもうちょっと議論して、早く手元に届くような形の制度設計を私はするべきだと思いますが、その辺もう一回、総務課長、答弁をお願いします。

この間、報道に乗っていたんですが、コロナが始まってすぐに、社協のほうから無利子無担保の貸付金というような制度がたしかあって、それを保健福祉課長のほうから、コロナ問題があつてすぐぐらいに、本会議か何かで聞いたような気がするんですけども、やっぱりそれも多くの人が手っ取り早く生活資金が得られるということで、今、すごいその申込みがあつて、なかなかその申込みの全てがすぐにできるかという、なかなか厳しい状況が、財政的にもあるということを経営で見ましたが、町のほうで把握している無利子無担保の社協でやっているこの事業の状況って、分かっていたらばお答えいただきたいと思います。お願いします。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 主に、イメージとしては、産業系の支援策かなと思って伺いましたけれども、今回、予算計上する上でも、どの程度にその対象者があるのかということ、事前に調査する上で、それぞれ農協さんであったり、あるいは漁協さんであったり、商工会さんであったり、そういった公共的団体と横の連携を取りながら取りまとめてきております。したがって、今後その給付の段に当たりましたも、それら該当とされるこちらで想定している方々の手元になるべく早く届くようにという配慮は、当然ながらさせていただきたいと思っております。ただ、冒頭、私の説明でも申し上げましたが、今、感染、あるいは困っている部分への手立てとして取っている予算と、もう一つは、今後の終息を含めての立ち上がり、再度活力を生ませるための施策予算とか、それぞれ狙いもありますので、それら必要な時期、時期に合わせた弾を打っていくということも必要になってまいりますので、いずれ戦略的にこの予算が生かされるように活用してまいりたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 特別定額給付金につきましては、これまでいろいろと、いろんな御意見ございましたが、もう今は、とにかく申請が来たらその日のうちに処理をして、次の日の朝に銀行に口座振替のデータを持っていくといったような作業の連続でございますので、一番スピーディーに行うためにも、申請する側も、無線放送でも呼びかけておりますが、添付資料を必ず忘れることなくやっていただければ、いろんな事務手続きはスムーズにいくの

かなと思います。それぞれの立場で的確な書類を整備して、処理して、とやっていけば、順調に1週間内に、必ず振込はできるものと思っております。あとは、ただ金融機関の御都合もございますので、そこは金融機関とも早期にという部分は当初から打ち合わせをしておりますので、そのそれぞれの考えに基づいて事務処理を進めていくということになります。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 今、後段でお尋ねがございました社会福祉協議会でやっている貸付けということで、いわゆる緊急小口融資、あるいは、総合支援資金というものの、こちらでも貸付けになりますけれども、こちらになろうかと思えます。貸付けの窓口はそれぞれ市町村の社会福祉協議会なんですけれども、貸付けそのものは県社協になります。本町の、どれぐらいの件数が入っているのかということについては、申し訳ございません、ちょっと把握してございませんでした。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 保健福祉課長には、とりあえず町の生活困窮者の実態が、その辺の無利子無担保の貸付で、状況が見えてくる一つ的手段だと思えますので、その辺も県社協が管轄だからということじゃなくて、社協のほうから県管轄のほうでどうなんだというような話も聞けないわけではないと思えますので、その辺お願いしたいと思えます。

あと、定額給付金ですが、とりあえず課長の話では、書類が来たらばすぐ金融機関のほうに書類を精査して、まとめてやるんだというような感じの話です。できれば、金融機関のほうにその辺の緊急事態性を伝えて、今1週間というような話しましたが、やっぱり1週間でその給付がされるかというのも、なかなか難しいような状況の中で、銀行の支払いの段取りに合わせるんじゃないかと、住民の生活困窮を考えれば、やっぱりその辺の早急な支払い体制を銀行のほうにできればお願いしたいと。五十日云々はやっぱり銀行のことだと思えますので、まして、県内全部にかかっているんで、金融機関の体制も大変だと思えますが、その辺、何とか。

あと、総務課長の今後の経済の奮起、さらなる再生に向けてということなんですが、感染の専門家は、2次流行を懸念しています。それが大体6月末から7月に2次流行という形をうたっている感染学者もいますが、そういったことがないわけでもないと思うんです。そして、2次流行がはやってきて、そこでもまだ給付されないというような状況があった場合に、制度自体がまた問題になってくると思うんです。だから、そういった意味を考えれば、早急に1次の感染で被害を被った人たちに、とりあえず事業再建とか生活再建のために早く渡して、

2次の感染が発生した場合には、そのときもまた制度的な設計がなされると思いますので、いつまでもただだらして、コロナが終息というのはなかなか、町でもそうですけれども、国会でも先が見えないというような状況を言っていますので、今本当に生活に苦しんでいる人たちを、商店主、個人も救済できるような町の体制、その辺はもっと対策会議でも議論していくべきだと思います。余りにも今日の議会の中では、その緊急性がちょっと私には見えてこない。いろんな事業設計を上げているのはいいんですけども、緊急性が感じられない。そういった意味合いでも、町、そして金融機関、その辺の人たちにもうちょっと頑張ってもらって、できるだけ早く給付されるような体制の構築を願いたいと思います。終わります。

○議長（三浦清人君） ほかに、10番高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） コロナの支援というようなことで、ようやく目に見えてきたような感じでございますが、ただ、このいろんな16項目ですか、いろいろあるようですが、深く掘り下げて考えれば、どうも不公平感もにじみ出ているような感じでございます。

そこで、この種の支援、第2弾、第3弾というものは、あるのか、ないのか。その辺、どのように想定しておりますか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 既に新聞報道等で篤と御承知だと思いますが、今回の交付金の1兆円については、第1弾ということで、既に安倍総理も第2次補正ということで出しておりますので、いずれ早晚、そういった話が入ってくるものと思いますので、その際には、また第2弾ということになるかと考えております。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 第2弾想定しているように理解しますが、担当大臣、地方への交付金拡大を明示しております。恐らく今度は金額的に増してくるんだろうと、そう思っております。そのとき、この不公平感を払拭するような事業の推進、その辺あたりどのように考えていますか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 第1点目の御質問でございますが、確かに西村大臣、そういうお話してございますが、内々での情報取っておりますが、なかなかそこは今の時点では不透明です。それは正直申し上げて分かりません。いずれ2次補正が明確に金額が設定になった際に、その際に改めて我々としての取組ということについては考えてまいりたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 不透明、確かにそうだろうと思いますが、こっちが要望するというか、こっちが望むような額にはならないのかなという思いもありますが、そこで、例えば、この不公平感を払拭するように、値しない交付金であったとすれば、その埋め合わせを町独自でやる考えはありませんかね。やるべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 今回皆さんにお示ししている財源につきましても、財調基金8,000万円取り崩してやってございますので、いずれ2次補正で金額が決定をして、我々が考えるいわゆるこのコロナ対策といういろんな様々な事業がこれからも想定されると思いますが、その際に必要な財源については、当然のごとく町の財調も含めて検討はさせていただくということになるかと思えます。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 最後に、コロナの影響は幅広く、深く行っておりますから、特に1次産業面においては、これから影響が浮き彫りになってくると思いますので、その辺をよく末端を捉えながら、事業を掘り起こしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 今回のこの16項目につきましても、コロナの影響という、前提はそこでございます。コロナの影響のある担当課に全て考えられる、想定される支援策ということを持ち出せということで、何十項目にもわたって我々として議論をさせていただきました。その中で、どうしても選択すべきもの、あるいは、今回は残念ながら見送らざるを得ないものという、これは当然出てまいります。多分、次の2次補正で金額が決まったにしても、当然のごとくそういった取捨選択というのは出てくると思います。したがって、すべからく公平、公平とおっしゃいますが、基本的にはなかなかそこまで我々として、大変多岐にわたりますので、そこまで我々が手を差し伸べることができるのかということについては、今この場所でお答えするのは差し控えさせていただきたいと思えます。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 確かに不公平感という部分は、今回、1次産業部分お示しさせていただいた中を見ると、そう感じるというのは分かります。2次補正でたしか農家1戸当たり最大100万円という記事も出ております。ただ、いずれにしても、その補助金の中身につきましては、被害を被って、要は所得が減ったからそれを補填するという内容ではなくて、今後、例えば農家を継続するためですとか、あとは基盤整備をするですとか、新たな販路を

拡大すると、そういったことでの補助金ということになるかと思えます。そういった意味で、今後の補助金の動向を見ながら、担当課としては様々な事業は考えますけれども、そこはただいま町長申し上げましたように、取捨選択という部分入ってこざるを得ないという内容でございます。

○議長（三浦清人君） ほかに、5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 大きく2点かなと思えます。お伺いします。

先ほど来、議論の中でも出てきておりますけれども、国の制度、国の財源を相当程度あてにして、そこで当町に有効な施策を今回16事業と。国会でその法律が成立したのが4月30日とかだと思っておりますけれども、それから1か月たらずに議案として、補正予算として計上していただいたということは、私はこれかなり迅速に町当局の皆さんにお骨折りをいただいた結果だろうとは思っておりますので、その点を一定程度評価した上で、ただ、国の制度、どうしても先ほど来、不公平感というような言葉もありますが、なるべく多くの人を救おうとすることが前提にありますので、なかなか行き届かない部分というのも、これ当然出てくるのだらうと思えます。

私から一つ提案といたしますか、ぜひ心がけてほしいなと思えますのは、どうしても中小企業であるとかの休業補償であるとか、支援というものに関しては、向こう側から、事業者側からくださいと申請をして初めて、じゃあお支払いします、こういう経費かかったんですね、じゃあその3分の2を補償しますというような内容に、どうしてもならざるを得ないということは分かるんですが、そこがやっぱり分かりづらいとか、自分で行かないとひと手間かかってしまうという、ふだん順調に商売しているときはいいですけれども、そうでなく、一生懸命日々の生活、日々の商売を何とかしなければいけないと、そちらに腐心している中で、そういった申請をまたさらにしなければいけないというところの障害というのは出てくるかなと感じておりますので、今、コロナのウイルスの感染拡大の観点からいけば、密を避けるということでもありますが、こちらから出向いて行ってといたしますか、相談、こういうふうな御相談、困りごとはございませんかということ、相談会開くような仕掛けというものも考えていく必要があるのかなと。その役割は我々議会議員が担うべきでもあると思えますが、町のほうでも努力をしていただきたいと考えますけれども、どのようにお考えなのか、お伺いします。

それから、もう一つ、参考資料のこの16項目でいえば5番とかに、中学生の進学支援ということがございます。大人の商売、大人の事業の継続ということも、これ大変重要でございま

すが、学校に行けずにお友達と遊ぶこともできずに、中体連もなくなって、運動会もなくなって、さあどうしようかと、非常に苦しい思いをしている子供たちが当町にたくさんいると思います。中3生に対してタブレットを先行導入するというような内容で、これはコロナ対策予算だけでなく、その後に補正計上しようとしていた事業も含めて、前倒しで行っていくというようなものと伺っております。

中3生というのは、考えますと、今14歳、15歳かなと思います。9年前の2011年の3月11日に、この町を大変大きな災害が襲って、そのときに年中から年長へと、さあ、あと1年、保育所・幼稚園で過ごす小学校に入学する、義務教育が始まるよというような年代だった子供たちだと思います。そこにあの災害があって、果たして小学校とへ行けるのだろうか、そういう世の中が来るのだろうか、5歳、6歳でそこまで考えたかどうか分かりませんが、そういった状況にあった子供たちが、今また、果たして高校に入学できるのだろうか、高校入試ちゃんと行われるのだろうかというような巡り合わせになってしまっています。ここはやはり町の、大人の責任として、特別な、特段の配慮をぜひしていただきたいと考えますが、教育現場の皆さんとしては、どのようにお考えか、お伺いします。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） 1点目の御質問にお答えをさせていただきます。

確かに、このコロナの関係の対策というのは、多岐にわたりますし、特に商工関係というのは相当の分野、それからメニューがございます。実際、国の制度におきましても、現在、もう実際に手続きが進んでいるものもあるんですが、やはり分かりづらいとか、手続きが複雑だとか、いろいろ御意見を頂戴しているのも事実でございます。それもありまして、当課といたしましては、もう4月中から窓口として、いつでも御相談いただけるという環境をつくっていますし、ゴールデンウィーク期間中も、3日間ですが、窓口を設けさせていただいたりということで、できるだけ皆さんの御相談にはお答えするというような体制づくりをさせていただいております。

ただし、やはり3密ということはどうしても意識をせざるを得ないと思いますので、今後もそこを注意しながら、できるだけ分かりやすく、新たな制度ができれば、その情報が皆さんに届くような仕掛けづくりをしていきたいと考えてございます。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 農林水産課も1点目の御質問にお答えさせていただきます。

確かに多岐にわたっておりますし、当然、農林水産課につきましては、非常に対象業種とい

いますか、対象の方々も多いということの中で、農林水産課といたしましては、基本、農協、漁協と相談をさせていただいて、制度の設計をしたというところでもございますし、水産加工場につきましては、直接行ってお話を聞いたりといったことも行いました。また、今回、予算載っておりますけれども、畜産農家の部分につきましても、こういうことをしてほしいんだけどなという部分の相談にも乗って制度設計をさせていただいたという内容となっております。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） 議員のお話のとおりでございますし、また、この議場にいらっしゃる皆さんが御存じだと思いますけれども、本当に今の中学校3年生の子供たちは、本当に甘え盛りの時期を震災により避難所で過ごしました。町内外で過ごしました。また、入学するときについては、平成24年度ということでございますので、町内外の仮設住宅から震災対応のスクールバスで1時間近くかけながら通学してきた子供たちです。また、学校が被災をして、お隣の小学校・中学校に間借りという表現もあれですけども、間借りをしながら学習をした子供たちでもあります。そうした子供たち、本当に夢も希望も、どうなのかなというような状況の、本当に小学校時期を過ごしたと思っております。しかしながら、時期を同じくして宮城県ではみやぎ志教育というもので、小学校1年生から、今、中学校3年生、8年間ほど志教育を中心に、学習を通して自分の命、そして周りの人の命を大切にしながらも、志を高く豊かな人間性を育みながら、立派に中学校3年生として今いるのではないのかなと思っております。昨今のこのコロナ対応について、3密を防ぐとか、あるいは、インターネット、オンライン授業等々が世間一般で言われておりますし、また新しい生活様式などやったときに、とにかくスピード感を持って子供たちにICTの活用、オンライン学習をできる環境づくりをすることで、先ほどもありましたけれども、第2波、第3波があったとしても、学習を保障するために、ぜひ中学校3年生にはこのタブレット端末を一人一人持たせながら、学習を進めていきたいと思っております。

心情的に、頑張れ中学校3年生という最大限のエールだけではなく、教育委員会として、また、学校も、全て総がかりをもって最善を尽くしながら教育支援をして、子供たちに中学校から高校へ、さらには夢のある自分の将来を築いていけるような、最大限の努力をしていきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） ここで暫時休憩をいたします。再開は2時45分といたします。

午後2時28分 休憩

午後2時44分 再開

○議長（三浦清人君） 再開いたします。

議案第55号の質疑を続行いたします。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 簡潔に申し上げたいと思います。

教育長、彼らの世代が失われた世代だというようなことは絶対に言われぬように、これからも努めていっていただきたいですし、努めていくように我々も協力していきたいと思えます。

商工観光、農林水産の関係ですけれども、もう一つだけ伺いたいと思います。

参考資料の2番、それから、11番、合わせてその休業協力金の支給は一律30万円です。それから、そこを受給していない事業者のうちで売上げが減ったところは一律10万円ということです。コロナの影響が全くなかったという事業者以外は、この2つであまねく町内業者に支給できると捉えてよいのかどうか、そこだけ伺います。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） お答えさせていただきます。

当課の担当します商工事業ということになるかと思いますが、そこについては、この2つの制度をもって何らかの御支援ができるのかなと考えてございます。

○議長（三浦清人君） ほかに、12番菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 参考資料84ページの6についてちょっと伺いたいと思います。

こういう制度をやるということは、大変喜ばしいことであると思っております。

この制度は、この予算が通った後から施行するのか、これは遡及するのか。例えば、コロナが言われて、3月頃から本格的というか、こういうふうになってきたんですけれども、3月、その頃からの子牛購入にも遡及効果があるのかどうか。あとは、先ほど課長は、いろんなそういう事業者に話を聞いて要望に応えたということでもありますけれども、持続可能はいいんですけれども、現に肉が大分下がって、現に苦しい人がいます。子牛買ったときには結構高い値段で買って、今は、今日現在ちょっとわかりませんが、A4で2,400円相当が、キロで千五、六百円まで下がったと、大変だという話を聞いてましたけれども、そういうことであれば、今本当に困っている人を助けるというのであれば、そういうところへも助成とかも考えるべきだと私は考えますけれども、その2点について伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） まず1点目の御質問、今回の補助金が遡及してできるのかというところでございますけれども、基本、これからということで、制度設計はしたつもりなんですけれども、例えば、遡及する場合に、そういった確たる証拠、書類的な部分の証拠があれば、そこはちょっと検討をしたいと考えております。あと、2点目の、いまいま大変なところというところでございますけれども、結局、遡及することによって、そういった部分はカバーできる部分もあるのかなとは考えておりますし、ただ、先ほどもお話しましたけれども、なかなか金額が下がったから、それを補填するためという補助の支給という部分は考えておりませんで、あくまで経営基盤、継続というところをメインに考えているところでございます。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 経営基盤はもちろんそうなんですけれども、今現在こうで、こういう状況では経営できないよという方出てきたら、経営基盤どうのこうのじゃなくて、本当に助ける意味であれば、そういうふうにして、今安いからということでやるのも、本当に助成の一つかなと思います。

現に、子牛を購入を控えている方、現におります。どっちみち赤字経営なんだから、今ここで買わないよと、そういう人もいるので、そういう人は多頭数肥育している分で、1日、2日、半年ぐらいでは大した影響はないと思うんですけれども、本当に小規模の方で、そういう考えがなれば、なかなか経営継続というのも難しいのかなと思います。ある人によれば、家族の中でも、どっちみちこうなんだから、早くやめなさいという人も現におります。その中でも、いやこれまで継続してきたからと頑張っている人が、これから子牛導入、これ新しい取組でいいのはいいんですけれども、これが今やったことによって、それが販売するまでにあと2年かかります。現に、今高いときに買った子牛が値段が安くて大変だということに、そういう人に対してもやっぱり助成していくのが、私は筋ではないのかなと思います。

それから、遡及効果で、証拠って言いましたか、ちょっと私聞き違いかもわかりませんが、これはもちろん単独で売買じゃないので、小牛田の家畜市場とかでやっているの、何月何日に購入とか、そういうことであれば、そういう意味での証拠じゃないんでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 繰り返しになるかもしれませんが、遡及してこれを支給することによって、ある程度経営の存続という部分は担保されるのかなとは考えております。

この制度設計に関しましては、肉牛を……、制度の中身としては、当然、繁殖農家から肥育農家が子牛を買って、それを20か月肥育すると。買ったときの金額が80万円で、売ったときも安くなって80万円と、そうすると、約20か月育てた部分の餌代、人件費も含めると、三、四十万円が丸々赤字になるということの中で、この制度設計をしたという内容でございます。それを逆算して、この金額を出したということでございますので、そこは、今後の事業継続及び基盤強化、畜産農家の継続的な経営という部分を主眼に制度設計したところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

先ほどの証拠書類という部分に関しては、そういった家畜市場での売買の記録ということは、当然ながら、そういった部分を町としてどうやって入手できるのかというのちょっとわからないんですけれども、そういったところは町としてちょっと努力したいと思っております。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 私のちょっと勘違いだと大変なので、遡及効果というのは、もう2年も遡るという意味じゃないですからね。今回の制度やって、予算が今日成立すれば、明日から大丈夫だということで、明日から購入する牛ではなくて、3月なり2月なりまで遡及って、そういう意味の遡及ですから、これ2年前まで遡及って、そういうこと言っていないから。わかりました。

いろんな考えはあろうかと思っておりますけれども、ちょっともう少し実態を、忙しいとは思いますが、今の肥育農家9戸しかいないので、JAの部会員は、9戸なもので、そこへ行って親しく話を聞いて、もうちょっと反映させるように努力をお願いして終わります。

○議長（三浦清人君） ほかに、9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 改めて何点か伺いたいと思っております。

まず、第1点目なんですけど、今回、1、2号合わせて15億円の補正ということで、町独自で約8,000万円、先ほど答弁にもあったように、財調を取り崩しての事業ということで説明受けたわけなんですけど、そこで伺いたいのは、先ほどの再三の答弁で、何十項目の中から戦略的なこととして16項目を今回上げたという、そういうことでしたが、そこで、プラスの考えとして、同僚議員も言ったような不公平感に対する対応として、ほかの自治体では、何か水道料金の減免するところも出てきたという、そういう動きもある中、当町では水道料金に関しては、このたたき台に乗らなかったのか、そういった考えが出たのか、出なかったのか、確認させていただきたいと思っております。

第2点目は、説明のほうの2番と11番、併せて伺いたいと思っております。

連休中に1階で、事業者向けに相談窓口が3日間開催されたんですけど、その相談状況はどうだったのか、1点確認させていただきたいと思います。

あと、拡大防止協力金に関しては、これ県のほうでは要請という、協力要請という言葉の事業だったもんですから、そこで、明日からその手続きが開始するという答弁あったんですが、申請に関して、自己申告なのか、それともある程度の任命というんですか、要請というんですか、そういった方式だったのか、その点伺いたいと思います。

あと、11番の中小企業等の経営支援ということで、町独自で10万円というこのあれが示されましたけど、これはいつ頃決まったのか、協力金の相談とか受けているときには、もうあらかじめ形を現していたのかどうかの確認をさせていただきたいと思います。

次に、進学対策に対するタブレット等について伺いたいと思います。先行して中3の方たちに103台、先生方に25台、そして、教育総務費のほうから約700台、先生の分何台か分からないんですけど、そういったやつを取り入れるという説明でした。そこで伺いたいのは、この先行の部分初め700台、実際この議案が可決して、いつ頃行き渡れるのかというか、生徒が使えるようになるのか、もし予定がお分かりでしたら伺いたいと思います。

あと、それらタブレットに関する年間の保守点検及び通信料は、年間どれぐらいかかるのか、その点も伺っておきたいと思います。

タブレットに関しては、多分貸し出しだと思うんですけど、貸与なのか、貸し出しかの確認もさせていただきたいと思います。

あわせて、タブレットの耐用年数、どれぐらい見ているのか、それも確認させていただきます。

あと、タブレット導入による目指す教育のスタイルということで、先ほど教育長、I T Cの活用ということですが、具体の例等ありましたら伺っておきたいと思います。

最後に、このタブレットに関して、導入する上で、中高一貫におけるこの活用方法というのは、どのように活用できるのか、その点伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 1点目は私のほうから答弁させていただきますが、先ほど言いましたように、本当にたくさんの事業内容、メニュー、出てまいりました。その中にも当然、水道の減免の問題についても俎上に上がってまいりました。しかしながら、現時点として、我々としてやらなければいけないのは、地域の産業を守ることが、まず第一義的だろうということで、今回、水道の減免の部分については、いずれこれは御案内のとおり、給付金がそ

れぞれ皆さん方にお入りになるということもございますので、水道の減免については、今回は差し控えさせていただいたということでもあります。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） それでは、2点目と3点目についてお答えをさせていただきます。

まず、ゴールデンウイーク中に、5月2日、3日、4日と3日間、午前10時から午後3時まで、コロナ対策に対する相談会を開催させていただきました。ちょっと今メモが手元になかったんですが、記憶で、直接相談が7件の、電話相談が4件で、11件の相談だったと思っております。

それから、11番の10万円の給付の事業ということでございますが、当然に県の協力金の話が出ている中で、今回の町としてのコロナ対応の事業を検討していく中で、協力金の対象にはならなかったんですけれども、生活を維持していく上で、感染のリスクがありながらも営業していかないとはいけなかった皆さんもいらっしゃるんだろということも検討のスタートでございまして、そこから、ならばということで、協力金の対象になっていない方でも受給できるような制度ができないかということで、今回計上させていただいたのが11番の制度ということになってございます。

なお2番の事業と11番の事業は、どちらも申告は自己申告ということになりますので、申請をいただいて初めて手続きがスタートするという内容となってございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（三浦清人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（阿部俊光君） タブレットの関係、まとめて私のほうでお答えをさせていただきます。

まず、台数なんですけれども、中3の分で先行するスケジュールは、7月の末までにはそろえたいなと思っております。それから、中3以外のほかの学年については、9月の末ぐらいまでには入れたいなという考え方です。

それから、保守と通信料でございますが、予算書の10ページにもありますけれども、大体950万と260万ぐらい見込んでおります。

それから、貸し出しにつきましては、当然学校備品になりますが、ルール作りを現在やっております。

それから、耐用年数は、10年ぐらいと言われておりますが、これはあくまで本体の話であっ

て、中に入れるOSが変わると、それに付随するソフトとか、アプリとか、そういったものがもう使えなくなるという、そちらのほうが少し心配なのかなということを考えております。

それから、目指すスタイルということについては、逐次は申し上げませんが、一番は、基本的には教科書を使って学校で勉強するというのが基本です。ただ、今回のような状況になれば、当然、家庭と学校をつなぐオンラインというところは、双方向の授業の在り方というところをイメージをしているところでございます。

あと、中高一貫につきましては、ちょっとお答えとは違うかもわかりませんが、今回町のこのオンラインの制度設計をするときに、県立学校で先行して実証実験のようなものやっております。その中で一番有益だという結論になったのが、このタブレットを使うということでございますので、高校でもそういう方向になれば、義務教育もタブレットを使って、そして、高等学校に進学をしても、同じような使い方ができるというようなメリットはあるかと思えます。以上です。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 水道料金に関しては、検討に上がったということですけど、都会での生活だとステイホームということで、いっぱい水道料金を使うという、そういうあれもありましたが、ここは田舎なもので、そこで、昨今、当町における一般家庭の水道料金の動きというか、もしお分かりでしたら伺っておきたいと思えます。

改めてそれが普段よりいっぱい使っているというような状況の場合は、再度検討する余地があるんじゃないかと思えますので、その点確認させていただきます。

相談窓口に関しては、3日間で、約、合わせて11件相談があったということですが、実は、恥ずかしながら、私、行列ができていないんじゃないかと思って、いつの日でしたっけ、相談に伺ったんですけど、その際、この30万円の件についての相談だったんですけど、そういった相談受けているときに、やはり10万円のやつが決まっていれば、そういったやつでも対応できるような、そういった説明をしてもらおうと、相談に行った方たちもより救われるような気持ちになるんじゃないかと思いましたが、そういった、まだ決まっていないことは言えなかったのか、それとも、どういった理由だったのか、相談した行く者にとっては、多分この救援というか、支援策も、イメージとして何か、前広じゃなくて、なるべく抑えたいという、失礼な言い方なんですけど、そういったことにも取られかねないので、なるべく相談の仕方も今後検討していただきたいと思えます。

あと、タブレットに関しては、大体わかりましたが、早いところで7月、そして700台相当

は9月末までに配備になるということで、そこで、最後伺いたいのは、タブレットを学校教育に生かしていく上で、大切なことというか、学力向上を目指すための方策というか、どういったことを現時点で想定できるのかだけ伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（佐藤正文君） 水道の使用料の状況ということなんですけれども、一つは、一般家庭と、あと営業用というのがありますが、一般家庭については、このコロナの影響によって水の使用料が増えたとか、そういったところは余りないというところであります。また、1月当たりの平均的な使用料については、3,800円程度と。そのうち、基本料金分が1,700円、2,400円と、そういった金額になっております。

大きく動いているというところについては、やはり営業用については、少し動向が見られる。若干減少。ただ、季節的なものもありますので、全くこのコロナだけで減ったのかという部分については、ちょっと言い切れない部分があります。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） ゴールデンウィークの相談期間中には、この10万円の支給の制度はまだ確定してございませんでしたので、未確定な内容を御案内しても、混乱を招くだけということになりますので、確定しましたら広く周知は図っていきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） お答えいたします。

これまでのタブレットがないときの状況を考えると、教科書、あるいは先生との対面教育だけということでしたが、タブレット端末を持つことによって、家庭での勉強がより学校での勉強に近づいてくる。そして、個別の授業ということができてくる。それは、例を挙げると、例えば、体育の動きであったり、理科の実験であったり、それを動画で配信した場合に、分かる子供は2倍とか3倍速でいくし、分からないことはゆっくりとしたスロー再生、あるいはストップ機能などがありますので、そういった個別の学習にも役立つという、そういった可能性が大きいというところでございます。

○議長（三浦清人君） いいですか。ほかに、7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。

前者の絡みで、タブレットの関係ですけれども、やはり子供たちにとっては、このタブレットがすごく重要化してくるので、これからこの予算が可決されれば、すぐにでも全国的にこのタブレットは受注が多くなると思われまますので、今、お伺いしたところ、7月と9月に向

けて受注するというお話ですけれども、ちゃんと予定どおり学校に入ってオンラインができるようなシステムに準備態勢を万全にさせていただきたいと思います。そうでないと、全国規模で買う人たちが多くなってくると、延び延びになっていく可能性が出てくると思いますので、その辺をよろしくお願いいたします。

それから、予算書の8ページの中で、地方創生推進費、新型コロナウイルス対応修学生生活支援給付金270人分という先ほどの答弁でしたけれども、これは県のほうで把握した270人という御説明受けましたけれども、漏れなくこういう、多分手上げでいくのだろうと思われるけれども、もらえる人、もらえない人がギャップがあると大変ですので、その辺を抜かりなくやっていただきたいと思います。

それから、病院事業会計負担金の中で、発熱外来に使うということで、136万8,000円計上になっております。このキットなどの準備をするのか、この内容を御説明願いたいと思います。

それから、8ページの下段なんですけれども、農林水産業費の負担金補助及び交付金140万円、コロナウイルス対応花き経営支援事業費補助金、これ1アール1万円の補助と言いますが、これ花き栽培をしている人たち全員に行くのか、14ヘクタール分という予算計上ですけれども、御葬儀などに使う、その分が減っているからという理由なようですけれども、一部分なのか、その辺御説明願います。

○議長（三浦清人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（阿部俊光君） 去年、エアコンを入れたときもそうでした。やはり全国的にタブレットは品薄状態と、既に言われておりますので、今後、予算通過後は、契約方法等で知恵を凝らしながら、できるだけ迅速に、そして確実に入手できるような、我々の立場としては、そういう委員会のほうに御相談を申し上げながらやっていきたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 修学生の生活支援でのもらえる人、もらえない人というお話でしたが、あくまでもこちらでは、Aさん、Bさんというリストがあるわけではなくて、あくまでも県内の進学率に当町の卒業生の掛けて、推定したのが270名程度ということでして、申請につきましては、当然、申請方式という形になりますので、こちらからダイレクトにあなたに配りますよといったものではなくて、そういう方は手を挙げて申請してくださいといったような呼びかけを積極的にやっていくしかないのかなとは思っております。

○議長（三浦清人君） 病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤和則君） 大変失礼しました。発熱外来の基本というのは、院

内に疑い症例を持ち込まないというか、水際で何とか防御できないかという取組で、各、うちの病院に限らず、圏域内の病院各所で行われているということでございまして、一般の患者さんと動線を分けた診療方法を取っているという内容になってございます。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 花き生産者への支援の部分でございますけれども、この花き支援に関しましては、これは、現在町内で花き生産業者13者ございます。作付面積が全体で14ヘクタールという内容でございますけれども、この補助金に関しましては、国の第1次補正で、生産が落ちた農業者に対して、10アール当たり5万円の補助金が出ます。町としては、その10アール当たり5万円の補助金が出た農家に対して、上乗せで10アール当たり1万円を補助するという内容でございます。したがって、全てマックスで14ヘクタールですので、町としても140万円の予算を取ったというような内容でございます。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） やはりこのオンラインシステム、全国的な規模で提言がしていると思われる、国からの助成もありますから、そこをやはり目標が7月と9月であれば、それに間に合うような準備と手段を講じて、子供たちは学校に行けない分、後れを取り戻すということが大事でございますので、家庭学習もきちんとできるような、そういう環境づくりに努力していただきたいと思います。

それから、こうなると綱引き状態になるかと思われますので、その辺、力加減、よろしくお願いします。

それから、修学生270人分ということなんですけれども、これは何らかのPR、無線放送なども使って、1人でも多くの人にこれが行き渡るような方法を、政策をとっていただきたいと思います。

それから、病院関係なんですけれども、だから136万8,000円をどのような使われ方、整備をしたんですかという中身を聞いていますので、お答え願います。

それから、その下の花きなんですけれども、国からの助成があったところにプラス1万円ということで、基準は国の補助の上乗せということで理解いたします。

再度お願いいたします。

○議長（三浦清人君） 病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤和則君） 大変失礼いたしました。予算の内容を詳しく申し上げますと、大きく分けますと、人件費と、あとは医療資器材の整備の予算ということになり

ます。遡りますが、5月の大型連休の5連休等に医師の体制を厚くして、日直体制を敷いたり、職員も通常の勤務体制まではいきませんが、何人か不測の事態に備えてということで、そういった部分の人件費と、それから、いろいろ、フェースシールドだったり、術衣だったり、ガウンですね、あと手袋、マスク等の感染症対策に使用する、そういった資器材の購入費で積み上げたのが今回の金額に当たるということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） そうすると、医療従事者に対しては、マスクだとか防護服とかいろんな資器材が今現在は不足なく充当されているという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（三浦清人君） 病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤和則君） 今日現在で、向こう1か月分ぐらいのそういった手袋、マスク、消毒用アルコール、シールド、ガウン等については確保できている状況ということで、不透明な部分もあるんですが、この1か月部分については確保できているような状況になっています。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第55号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 発議第2号 新型コロナウイルス感染症対策に関する決議

○議長（三浦清人君） 日程第12、発議第2号新型コロナウイルス感染症対策に関する決議を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。星喜美男君。

○11番（星 喜美男君） ただいま事務局をして朗読のとおりであります。どうか目に見える形

での活用がなされますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（三浦清人君） これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより発議第2号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 発議第3号 南三陸町議会議員の議員報酬の特例に関する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第13、発議第3号南三陸町議会議員の議員報酬の特例に関する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 及川です。

4ページに案と、それからただいま事務局が朗読したとおりでございますが、提案理由の補足説明をさせていただきます。

発議第2号の新型コロナウイルス感染症対策に関する決議文にもございましたが、感染症は世界各地に拡大し、国民の暮らしに深刻な影響を及ぼしております。我が町南三陸町では、感染者が出ておりませんが、緊急事態宣言後から水産業の減少、サケ、ホタテ、ホヤ、アワビ、イサダ、ワカメなど減少続きです。特に緊急事態宣言が出てからは、国民の、町民の自粛や不安が募りました。また、観光客や飲食業、小売業など多くの業種において急激な経営悪化の不安が広がり、地域経済が回らなくなっております。そのような折、公務員や私たち議員は、町民の税金から給与、報酬をいただき、安心した生活が送れます。しかし、町民がコロナ感染と戦い、経済の先行き不透明な中、不安な毎日を過ごしております。

先ほど、町民に寄り添い、協力してこの難局に立ち向かうことを決議いたしました。つきましては、議員報酬を削減して、身を削る覚悟を町民の皆さんにお示しすべきと考えます。

ここ3年間、議員報酬のベースアップも凍結してきました。来年の税収も危惧されます。県内ではコロナ感染で亡くなる人がいませんが、家賃やローン支払いで困窮し、亡くなることも心配です。今やらなければならないことは、議員報酬削減で身を切り、町民に寄り添うことが大事ではないでしょうか。

以上のとおり提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 余り議員同士というのは質疑ございませんけれども、何点か順を追ってお伺いしたいと思います。

今ちょっと提出の説明においては、削減幅、それから削減期間についての言及はございませんでしたが、提出された資料によれば、20%、3か月という案だと思いますので、それに従って質問させていただきたいと思います。

及川議員にお伺いたします。

まず、削減額は総額でお幾らになるのでしょうか。

2点目といたしまして、ただいま、町民に寄り添い、身を削る覚悟を示すべきというような提案理由が示されました。その覚悟を示すために、20%で十分であるというふうにお考えなのでしょうか。宿泊業を初めとする受けるダメージの大きい業種で働いていらっしゃる町民の皆さんの痛みは、20%減などという生易しいものではないと思うんですが、なぜこのような削減幅を設定されたのかお伺いたします。

3点目といたしまして、そしてまた、3か月で十分であると思っておられるのか、そのお考えをお伺いたします。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） この4ページの、先ほど4ページを基にということですので、ここに20%、3か月ということで、額にすれば200万円、全額で、未満になります。その内容といたしましては、なぜ20%にしたかという内容ですけれども、私も全員協議会で10%、来年の3月まで10か月ということも考えました。そしてまた、皆さんからそれぞれの意見もお伺いしました。6か月、半分削減の3か月、それから、20%の3か月、いろいろな御意見が出ました。その中で、やはり私1人ではこれは決められない。皆さん、ここにいる議員のみなさんの御賛同をもらわなければならない。そうしたことを考えますと、今までずっと議会を振り返ってみますと、職員の不祥事問題が出たときは、当局のほうで20%、3か月減俸というこ

とも度々ありました。そういうことを、これは基準というものがないからなんです。基準となるものがないがゆえに、そういうことを、以前のことを振り返りながら金額をお示しして、20%、3か月が妥当かなという私の心の中で描きました数字でございます。

それから、「期間の根拠」の声あり）期間、3か月、それもいろいろ皆さんの御意見の中にもありました。多かったのが、やはり3か月ということが多かったので、その辺を、20%の3か月ということで御提案させていただきました。以上です。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 順を追って、まず、削減額は幾らになるかという御質問をさせていただきました。200万円未満というお答えだったかと思いますが、私が試算したところによれば、議員1人当たり138万円、それから、常任委員長、それから議会運営委員会の委員長は4人お持ちして、総額で55万9,200円、副議長が14万8,800円、議長が18万円、済みません、議員1人というのは、今言った委員長、副議長、議長を除いた10人になりますので、合計で138万円ですね。総額で226万8,000円になると思うんですが、200万円未満とおっしゃいました。その差額はこういった計算だったのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

そこは些末な問題なんですけれども、額が見えたところで、次の質問に移りたいんですけれども、大切なのは、この予算が何に使われるのかということだということは、先日の議会全員協議会でも複数の議員の方々から出された御意見だったと記憶しております。ですので、今回、議員報酬の削減を提案した、提出された及川議員におかれましては、その削減した予算をどう使うのか、どのようにお考えなのでしょうか。前提といたしまして、議会側からその用途を指定することはできないということは周知のとおりでございますけれども、希望をこの場で、町当局に伝えるということはしてもいいのかなと私は考えておりますが、どのようなアイデアをお持ちなのかお伺いします。これがまず1点目でございます。

それから、2点目、3点目、20パーセント、それから3か月ということでございますが、全員協議会で様々な方が何パーセントがいいとか、何か月がいいというような発言をなされたのを参考にしてこの基準額を決めたというようなお答えをいただきましたが、私の記憶によれば、そういった事実はございません。全員協議会で何パーセントがいいとか、何か月がいいと、同僚議員がこの場で申し上げたということは、私の記憶にないのです。こういった場所で、誰がおっしゃったのか、ちょっと確認させていただきたいと思います。

それから、3か月という点でございますけれども……、まず20%というところですが、私としては、20%で本当に身を切る覚悟を示せるかと、町民の皆さんに寄り添った削減幅な

のだろうかとお伺いいたしましたが、そこへの御答弁がなかったように思いますので、重ねてお伺いするとともに、3か月間という基準、根拠といたしまして、行政当局として不祥事があったときに20%、3か月ということがあったからというようなお話がありました。このコロナウイルスが世界的に蔓延しているのは、議会議員の不祥事なのでしょうか。我々のせいでウイルスが広まっているのでしょうか。そこを同列に扱われるというのは、少し論理の飛躍があるのではないかと思いますので、御丁寧に御説明いただきたいと思います。

また、当町が緊急事態宣言下だったのは、全国に緊急事態が広がりましたのが4月16日、それが解除になりましたのが5月14日ですので、約1か月間だと私は認識しておりますが、報酬の削減はなぜ3か月なのでしょう。

また、6月から8月という3か月間でございますけれども、これを1か月、または期末手当の削減ということにすれば、8月31日を待たずに予算計上ができるのではないかと思います。そのような内容にしなかったのはなぜなのかお伺いします。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） それでは、200万円未満ということに対しまして、一般議員さんそれぞれ、常任委員長、議長、副議長と金額が違うわけですが、積算の根拠といたしましては、私は一般議員23万円ということで計算させていただきました。月4万6,000円、その3か月の16というと、200万円未満という私の計算でした。

それから、議員の不祥事では、当然ないです。根拠というものは、法的な根拠というものもございません。それを編み出すために、私は私の思いがあったんですけれども、とにかくこの議案を、皆さんの賛同を得るには、落とすどころというものも必要でなかろうかなということで、後藤議員はほかに3か月言った記憶がないとおっしゃいますけれども、ここで言った、言わないになりますけれども、それぞれ言った議員は心にあると思うんですけれども、このぐらいで、このぐらいということは、お示しになった方たちもいらっしゃいます、聞いております。そういう中から、やはり妥当な線ということで、以前を振り返って、そういうこともあったので、それをあえて20%、3か月ということで、先ほども話しましたけれども、そういう状況に至りました。

それから、もちろんこれは当局の不祥事と議員の不祥事したんだから違いますけれども、思いというものは金額、私は、身を切るということが金額に値しないのは、自分自身でわかります。身を切るというのは、町民と思いを一緒にするというので、安い金額、高い金額、人それぞれ受け方が、身を切る思いの受け方が違うと思いますので、私は私なりにその線を

示したつもりです。

それから、使途については、私的にはマスク、今まで不足だったマスクと消毒液に使ってもらおうという思いがあったんですけども、今日のこの一般会計の議案を見ますと、1人5,000円の、毎戸、1人5,000円でないですね、世帯5,000円の給付金が出ていたということで、そういうものに使っていただきたい。そうすれば、ここに今日出ていたので、それでよしということで、私はコロナ対策に使われるものと確信して、今回の使途ですね、そういうものに使われればいいのかということ、提案させていただきました。

それから、あと何だったでしょう。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） なかなか緊張感もあって、私も何と申し上げていいのか、言葉を選びながらでございますけれども、余り正鵠を得る御返答がいただけないというのが雑感、正直なところでございます。

前回の全員協議会のお話をさせていただきますと、そもそも削減するのか、しないのかというところから議論が始まりまして、削減しなくてもよいのではないかと、しないほうがいいのかということが多くなりましたので、では、まとまらないねということを確認したということだったと思います。委員会として、もしくは議会として、何らかの決定まで行かなかったというのが正直なところなのかと思っております。つまり、それぞれ思い描く削減幅であるとか、削減の期間であるとか、そもそも削減するのか、しないのかという意見は、容易にはまとまらないということが、全員協議会ではっきりしたのだと思うんです。その意見を参考にして今回成案としてお出しになったというのは、やはりちょっと納得ができないといいますか、よくわからないなというところがございます。使途につきましては、今、例えば各世帯への商品券等に上乘せというようなことでございました。総額200万円を4,500世帯で割ると、幾らですか、500円ぐらいですか、になってしまうのかなと思いますので、それで本当によいのだろうか、今単純に思いました。それはいいんですけども、もう1点だけ最後にお伺いいたします。

先ほどの提出者の説明の中で、公務員は給与が保障されているので安心であるというようなお話がありました。議員報酬削減の先の話として、職員の給与についてはどうお考えなのでしょうか。町民の方と私がこの議員報酬削減について意見交換させていただいた中では、議員の報酬を削減することにした場合、その先、例えば町長等の特別職、それから、さらには一般職員の給与の削減という話に当然つながっていくのではないかとこの声がか

たのですけれども、それについて、提案者としては現時点でどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 職員については、生活給なので、私は職員の問題、当局の問題ですので、そちらにお任せしたいと思います。ただ、職員は生活給だということは、私、自分自身の中にはあります。こちらは議会のことなので、自分たちのことなので、自分たちだけのものを提案させていただきました。

○議長（三浦清人君） ほかに。2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） ちょっと執行部の方に聞いてみたいんですけども。

○議長（三浦清人君） 公務員の方、「執行部の方」の声あり）だめ。あくまでも提出者、この発議に対する提出者への質疑です。

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、本案に対し反対討論の発言を許します。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） それでは、私は、この議員発議に対しては反対の立場から討論をさせていただきます。

今、質疑をさせていただきましたけれども、20%という削減幅の根拠が明瞭にならなかった。また、3か月間という期間の根拠も明らかにならなかったというふうに思っております。痛みを分かち合うためには、削減率は足りないし、期間は逆に長いのではないかと私は考えます。例えば、期末手当の削減等を検討したほうが、合理的で、町民にも分かりやすく、削減額も一定程度充て込めるのではないかと考えます。これは私見ですけれども。こういった諸条件において、全議員が折り合うということは難しいことは分かっていたと思います。5月12日の全員協議会で見たものはまさにそれでございます、恐らく多くの議員の皆さんがそれを理解したと思います。それなのに、そこで確認されたこと、議員報酬の削減は見送るという、あの日の、あの時点での着地点を考えずに、議員発議に踏み切られたと。さらに、その上で、全員を説得する根拠に乏しいというのは、この場にいる多くの議員の皆さん、それから、これを見ておられる町民の皆さんにとって、一種のパフォーマンスと受け止められてしまう可能性があるのではないかと危惧するところでございます。

誤解のないように申し上げておきますけれども、町民のために自らの報酬を削減しようと提案すること、それ自体は何ら否定されるべきでもなく、十分検討に値すると思いますし、一

定以上の町民の理解も得られるのではないかとと思いますが、20%、3か月という提案には、私は現時点で異論がございますということです。そこを十分煮詰めてから提案していただきかったというのが正直な気持ちでございまして、また、提案されてしまった以上は、可決か、否決かでしか自分の意見は表明できないということを現時点で私はもどかしく思っております。

また、そもそも論でございますが、経済規模が縮小しているというこの危機をどう乗り越えたらいいのかということを経論すべき議会で、微々たるものであるかもしれませんが、町内の経済を回すために使えるお金を削ってしまうということが、果たしてよいのでしょうか。町も、国も、必死に経済を回そうと定額給付金、または持続化支援金などでどうやって町民、国民にお金を使ってもらおうかということを考えている中で、逆に行く提案になってしまわないのでしょうか。先ほど、削減が決議された旅費というものは、基本的に町外に落ちるお金です。また、委員会単位での視察研修はやらないということではありますが、それに代わる議員個人個人、それぞれの視察も禁止するというものではございません。視察ができるような状況になったら自腹で行きましょうというものです。外出自粛が年度を通して続くなら仕方ありませんけれども、どこかのタイミングで解除されるのであれば、委員会単位ではなく、個人個人で積極的に行くべきだと思います。

最後に、今こそ議員は仕事をするべきときでありまして、報酬を減らした分働かなくなるのでは何の意味もありません。そして、議員に与えられるのは、給与ではなく報酬であって、働いた分の見返りであるということを考えれば、非常時に議員報酬を削減するということは、責任の放棄と取られかねないことを議員各位におかれましては十分に考えていただきたいと思っております。

以上、報酬の削減という考え方自体に真っ向から反対というわけではありませんけれども、今回、この案に関しては同意いたしかねるという立場から反対とさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 次に、賛成の討論に入ります。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 本案に対し、慣れない立場、賛成という立場から、先日の全員協議会であと1人というところで手が届きませんでしたので、1人でも多くというよりは、1人の志ある議員の賛同を得られることを願って、討論させていただきます。

さきの全員協議会においては、特別旅費の返上か、議員報酬の削減かの二者択一と勘違いしていた議員が大分多かったように見受けられました。改めて今臨時会というこの場において、さきの全員協議会で議長のこの疫病騒ぎの中で、安定して給料、報酬が減らないのは公務員

と議員などだという言葉がありました。まさに目が覚める思いで聞かせていただきました。

これまで、リーマンショック、東日本大震災と大きな出来事がありました。今回のウイルスという名の目に見えぬ厄介に大きな津波のように襲ってきています。そうそうあるようなことではありません。そういった中で、震災のとき、議会の動きに、当時、私は武士で例えると浪人状態でしたので、本来ならばもっと議会はゼネコン主導のような復興の中にあっても、もっと復興後の礎となるような事案に対し、しっかりした動きや活動があってもなどと歯がゆい思いをしていました。非常時における議会の動きは、という思いもありました。個人的には、布製のマスクが普及する前に、議会として報酬を半額にしてその分マスクを購入して町民に配ってあげることができないのかなどと、事務局に問い合わせもしました。寄附行為として抵触、または用途指定での返納の難しさを確認させていただいておりました。

そういった中で、幾ら口では住民に寄り添った対応と言っても、やはり身を切り、血を流す、共に今回の問題に対し、痛みを共有することが大切だと思います。特別旅費の返上に関しては、確かに大切な意義のあることだとは、私自身も認識させていただいておりますが、反面、何も今の時期にという思いもあります。国内の移動の制限や視察の受け入れ先との調整などから見合わせるようになった場合、自動的にというか、予算は使い切れなかったということにもなったのではないのでしょうか。震災前の役場庁舎建設の準備金が300万円とか、その当時、財調は多分数千万円の時代だったなら、そういった動きも効果はあったかもしれません。現在は、財調残高約45億、真水の部分と問い合わせたら、状況が日々変わるので、それにしても30億円以上の財調はあるという状況です。特別旅費に関しては、それよりは従来までの視察に対する考えを、今回、再考するのによい機会かもしれません。委員会構成も次回の選挙後には数人単位に減ってしまいます。数の問題ではないかもしれませんが、これまでの委員会活動もどれほど効果、実績を積み上げてこられたのでしょうか。それよりも、議員の政務活動費などへとシフトチェンジしていくことも、今回の特別旅費返上を機に考えていくことも大切だと思います。

今回提出の6月から8月までの報酬20%カットに対して、個人的には3か月、大胆に半額、50%カットを望むところではありましたが、やはり議員の方たちにもそれぞれ生活があると思います。そんな半端なカットでは提出の賛成議員にはならない。最初は固辞していたのですが、提出者の1人の思いよりも、提出するからには1人でも多くの議員の賛同を得られやすいカット幅も必要だということを諭され、泣く泣く判こを押しました。

前置きが長くなりました。次の3つの点に関して、1つ目は、前回の全員協議会で特別旅費

の返上か議員報酬削減の二者択一と勘違いされていた議員の方たちへ、真に議員自身も身を削り、報酬も削り、血を流し、町民の方たちに寄り添うことの大切を再度考えていただきたいということです。2つ目は、今回の削減は、百年に一度、千年に一度というリーマンショックやさきの大震災に匹敵するような大変な出来事であるということをしっかり認識していただき、今回の削減が前例となって、どこかの自治体のように事あるごとに報酬カットとならないように、今回の未曾有の問題に対してのカットだということにしなければならないと思います。3つ目は、来月の定例会には、町民の方たちに議会も議員も身を削り、血を流し、より町民目線で寄り添い臨むということも大切ではないかと思います。はっきり町民に見える形で大切だと思います。

以上の3点を述べさせていただき、議員各位の皆様へ1人でも多くというよりも、1人の志ある議員の賛同を願って、慣れていない賛成の立場からの討論とさせていただきます。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、発議第3号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（三浦清人君） 起立少数です。よって、本案は否決されました。

以上で、本臨時会の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

これをもちまして、令和2年第4回南三陸町議会臨時会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後3時55分 閉会